3　国の財政等の状況等

(1) 歳入歳出決算の概況

(2) 国の財政の状況

(3) 日本銀行の財務の状況

(1) 歳入歳出決算の概況

区　　分			7年度（百万円）	6年度（百万円）
歳入	合計		577,291,591	561,679,485
		一般会計	145,257,922	135,980,878
		特別会計	432,033,668	425,698,606

区　　分			7年度（百万円）	6年度（百万円）
歳出	合計		542,121,476	530,419,186
		一般会計	129,466,101	123,023,998
		特別会計	412,655,375	407,395,187

（注）　会計間の繰入れによる歳入歳出の重複額等を控除したものではない。

(2) 国の財政の状況

1　国の財政の現状等の概要等

(1) 国の財政の現状等の概要

我が国の財政状況をみると、昭和40年度に初めて歳入補塡のための国債が発行されて以降、連年の国債発行により国債残高は増加の一途をたどっている。令和7年度末において、建設国債(注1)、特例国債(注2)、復興債等(注3)、借換債等(注4)のように利払・償還財源が主として税収等の歳入により賄われる国債（以下「普通国債」という。）の残高は1104.2兆円に達している。また、7年度の国債の償還等に要する国債費の一般会計歳出決算総額に占める割合は21.5％となっている。

こうした厳しい財政状況が続いている中で、政府は、平成8年12月に「財政健全化目標について」を閣議決定するなどして、9年度を「財政構造改革元年」と位置付けて、財政健全化の努力目標を設定するとともに、財政構造改革を強力に推進することとした。

25年には、「当面の財政健全化に向けた取組等について－中期財政計画－」（平成25年8月閣議了解）において、①国・地方を合わせた基礎的財政収支(注5)（以下「国・地方ＰＢ」という。）を2020年度（令和2年度）までに黒字化し、その後に②債務残高の対名目ＧＤＰ比（以下、名目ＧＤＰを「ＧＤＰ」という。）の安定的な引下げを目指すという財政健全化のための目標を掲げた。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月閣議決定）において、「新経済・財政再生計画」を定めて、国・地方ＰＢの黒字化の目標年度を2025年度（7年度）とし、同時に債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すこととした。

そして、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月閣議決定）において、「経済・財政新生計画」を定めて、2025年度（7年度）の国・地方ＰＢの黒字化を目指すとともに、計画期間(注6)を通じ、債務残高対ＧＤＰ比の安定的な引下げを目指すこととした。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）において、「2025年度（7年度）から2026年度（8年度）を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたＰＢ黒字化を目指す」、「その上で、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、ＰＢの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対ＧＤＰ比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる」こととした。

その後、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月閣議決定）において、「「経済・財政新生計画」を刷新し、本章(注7)を、責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画(注8)」として定め、目指す経済・財政の姿の実現に向けて取り組む」、「本計画における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下を中核に位置付ける」、「ＰＢについては、債務残高対ＧＤＰ比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する」、「ＰＢ、ＧＤＰ、純利払い費、財政収支等が債務残高対ＧＤＰ比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組む」こととしている。

また、国・地方ＰＢ、国・地方を合わせた財政収支（以下「財政収支」という。）、債務残高(注9)及びそれぞれの対ＧＤＰ比については、内閣府が、半年ごとに経済財政諮問会議に提出している「中長期の経済財政に関する試算」（以下「内閣府試算」という。）において実績値(注10)等を公表している。

本院は、これまで、財政の健全化に向けた政府の動向を踏まえつつ、国の決算額等により国の財政状況を継続して検査している。そして、平成28年度以降の検査報告の第6章において、財政健全化のための目標等において用いられる国・地方ＰＢ、財政収支対ＧＤＰ比及び債務残高対ＧＤＰ比について、国の一般会計の決算額等を用

いて分析した結果を掲記するなどしている。

（注1）　建設国債　　財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債
（注2）　特例国債　　公債の発行の特例に関する各法律の規定に基づき租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源を調達するために、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で一般会計において発行される公債
（注3）　復興債等　　①復興債、②脱炭素成長型経済構造移行債、③子ども・子育て支援特例公債及び④先端半導体・人工知能関連技術債をいう。
①復興債　　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第69条の規定に基づき、復興施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債
②脱炭素成長型経済構造移行債　　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）第7条の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用の財源を確保するために発行される公債（以下「ＧＸ経済移行債」という。）。同法第8条において、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により、令和32年度までの間に償還するものとされている。
③子ども・子育て支援特例公債　　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の26の規定に基づき、支援納付金対象費用の財源を確保するために発行される公債（以下「子ども特例債」という。）。同法第71条の27において、令和33年度までの間に償還するものとされている。
④先端半導体・人工知能関連技術債　　情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第69条の規定に基づき、先端半導体・人工知能関連技術措置に要する費用の財源を確保するために発行される公債（以下「半導体・ＡＩ債」という。）。同法第70条において、令和32年度までの間に償還するものとされている。
（注4）　借換債　　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号。以下「特会法」という。）第46条及び第47条の規定に基づき、国債を借り換えるために国債整理基金特別会計において発行される公債
（注5）　基礎的財政収支　　内閣府が我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際基準に基づいて作成している統計である国民経済計算を基に算出される、税等の収入から雇用者報酬、社会給付等の支出を差し引くなどした収支差（財政収支）に、支払利子を加え、受取利子を差し引いた収支差。基礎的財政収支はプライマリー・バランス（ＰＢ）とも称される。なお、内閣府試算では、復旧・復興対策、ＧＸ対策等の経費及び財源の金額を除いたベースの国・地方ＰＢが示されている。
（注6）　計画期間　　「経済・財政新生計画」の対象期間であり、令和7年度から12年度までの6年間
（注7）　本章　　「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月閣議決定）における「第3章　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」」
（注8）　中長期経済財政計画の対象期間は令和9年度から22年度までの14年間
（注9）　債務残高　　普通国債、地方債及び交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の各残高の合計額。なお、内閣府試算では、復旧・復興対策、ＧＸ対策等の経費及び財源の金額を除いたベースの債務残高が、国・地方の公債等残高として示されている。
（注10）　令和8年7月に公表された内閣府試算における7年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

(2) 国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標等

財政健全化のための目標等において用いられている指標には、基礎的財政収支、財政収支及び債務残高に関するものがある（以下、これらに関する指標を「財政健全化の指標」という。）。財政健全化の指標のうち、国・地方ＰＢ、財政収支及びそれぞれの対ＧＤＰ比は内閣府試算により公表されていて、国民経済計算の作成基準等に従い各種の基礎統計を利用して推計されているものであるが、詳細な内訳等は公表されていない。

一方、国の一般会計の決算額でみた基礎的財政収支（以下「一般会計ＰＢ」という。）は、税収等[注11]から政策的経費[注12]を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書、歳出決算報告書等により把握することが可能である。また、国の一般会計の決算額でみた財政収支（以下「一般会計財政収支」という。）は、税収等から財政経費[注13]を差し引いた収支差で表されるもので、その時点で必要とされる財政経費を、その時点の税収等でどれだけ賄えているかを示す指標であり、一般会計ＰＢと同様に、計算の基礎となる詳細な決算額を歳入決算明細書、歳出決算報告書等により把握することが可能である。ただし、国・地方ＰＢ（又は財政収支）は国の特別会計及び独立行政法人の一部、地方普通会計等の決算が計算対象に含まれており、一般会計ＰＢ（又は一般会計財政収支）はそれらの決算が計算対象に含まれていないなどの点で、両者には相違がある。

（注11）　税収等　　一般会計の歳入決算総額（租税及印紙収入、前年度剰余金受入、雑収入等及び公債金）から公債金及び翌年度への繰越歳出予算財源等を差し引いた額。そのため、税収等の額と租税及印紙収入の収納済歳入額とは基本的に一致しない。
（注12）　政策的経費　　一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費（交付国債分を除く。）、利払費及び「決算不足補てん繰戻」を合算した支出を差し引いた額
（注13）　財政経費　　一般会計の歳出決算総額から国債等の償還に必要な経費（交付国債分を除く。）を

差し引いた額。政策的経費と異なり、利払費を含む。

2　国の財政の状況

令和7年度の国の財政の状況について、引き続き、財政健全化の指標である国・地方ＰＢ、国・地方ＰＢ対ＧＤＰ比、財政収支対ＧＤＰ比及び債務残高対ＧＤＰ比の状況がどのようになっているかなどをみると、次のとおりである。

(1) 国・地方ＰＢ及び国・地方ＰＢ対ＧＤＰ比

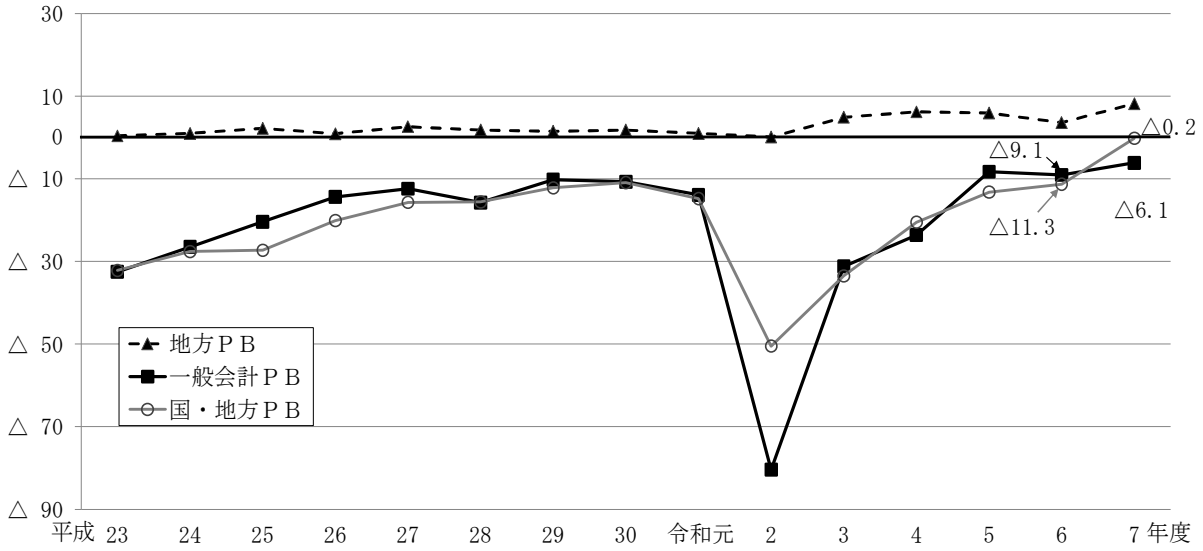
ア　国・地方ＰＢと一般会計ＰＢ

国・地方ＰＢ、一般会計ＰＢ及び地方の基礎的財政収支（以下「地方ＰＢ」という。）について、平成23年度から令和7年度までの推移をみると、図1のとおり、一般会計ＰＢは、平成24年度以降は改善傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な歳出の増加により特に令和2年度に大幅に悪化した。その後は再び改善する傾向にあり、7年度は前年度のマイナス9.1兆円から2.9兆円改善してマイナス6.1兆円となっている。

国・地方ＰＢは、一般会計ＰＢとおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方ＰＢがほぼ均衡して推移していることなどによる。7年度の国・地方ＰＢは、前年度のマイナス11.3兆円から11.1兆円改善してマイナス0.2兆円となっている。

図1　国・地方ＰＢ、一般会計ＰＢ及び地方ＰＢの推移

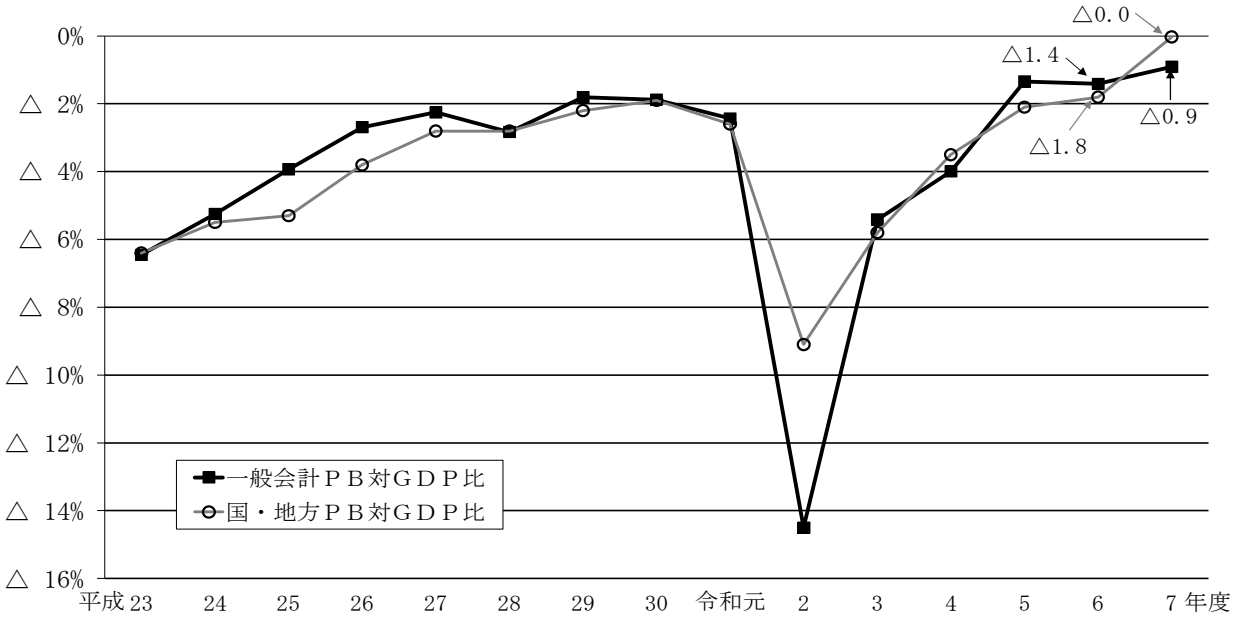
（単位：兆円）



(注)　一般会計ＰＢは、国の一般会計決算を基に本院が算出した。また、国・地方ＰＢ及び地方ＰＢは、令和8年7月に公表された内閣府試算の実績値等による。内閣府試算における7年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

国・地方ＰＢ及び一般会計ＰＢのそれぞれの対ＧＤＰ比について、平成23年度から令和7年度までの推移をみると、図2のとおり、国・地方ＰＢ対ＧＤＰ比と一般会計ＰＢ対ＧＤＰ比は、国・地方ＰＢと一般会計ＰＢと同様に、7年度までおおむね同じように推移している。7年度の一般会計ＰＢ対ＧＤＰ比は、前年度のマイナス1.4％から0.5ポイント改善してマイナス0.9％となっている。また、7年度の国・地方ＰＢ対ＧＤＰ比は、前年度のマイナス1.8％から1.8ポイント改善してマイナス0.0％となっている。

図2　国・地方ＰＢ及び一般会計ＰＢのそれぞれの対ＧＤＰ比の推移

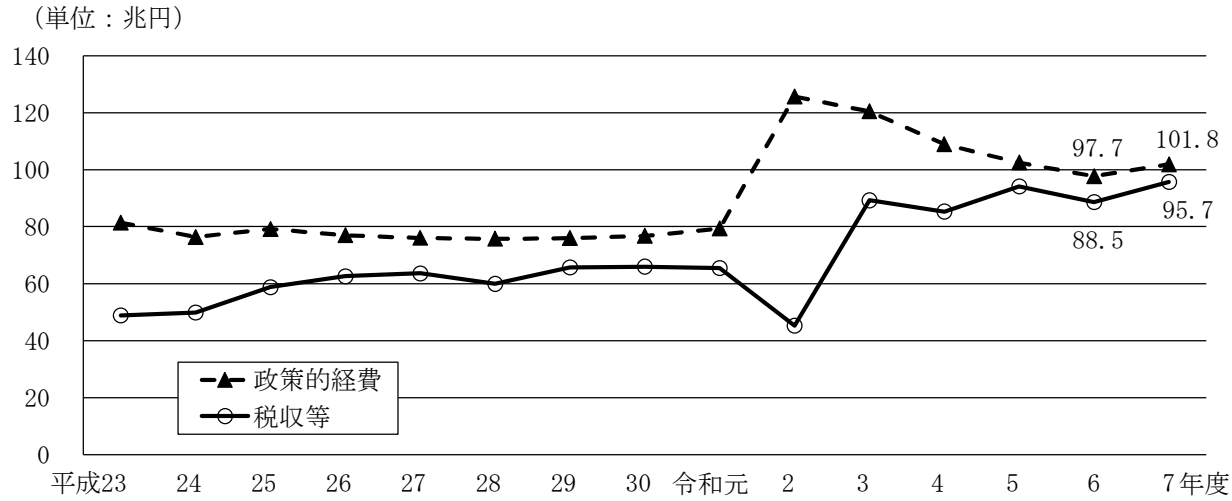


注(1)　国・地方ＰＢ対ＧＤＰ比は、令和8年7月に公表された内閣府試算の実績値等による。内閣府試算における7年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

注(2)　一般会計ＰＢ対ＧＤＰ比は、令和8年9月に公表された内閣府「2026年4-6月期四半期別ＧＤＰ速報2次速報値（2020年（令和2年）基準）」のＧＤＰを用いて本院が算出した。

一般会計ＰＢの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成23年度から令和7年度までの推移をみると、図3のとおり、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。7年度は税収等が7.1兆円、政策的経費が4.1兆円それぞれ前年度から増加している。

図3　税収等及び政策的経費の推移

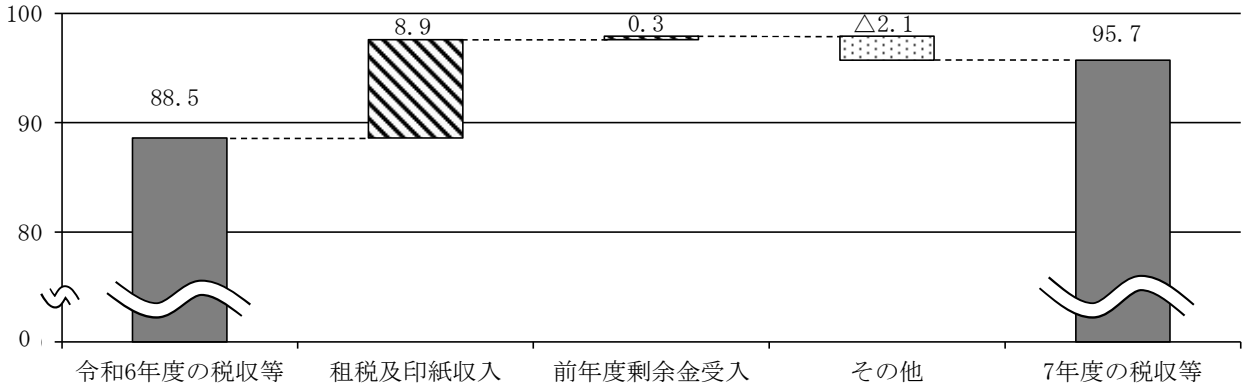


イ　税収等の推移

7年度の税収等の前年度からの増加7.1兆円の内訳を租税及印紙収入、前年度剰余金受入及び「その他」に区分してみると、図4のとおり、「その他」が2.1兆円減少している一方、租税及印紙収入が8.9兆円、前年度剰余金受入が0.3兆円それぞれ増加しており、税収等の増加の主な要因となっている。

図4　令和7年度における前年度からの税収等の増加の内訳

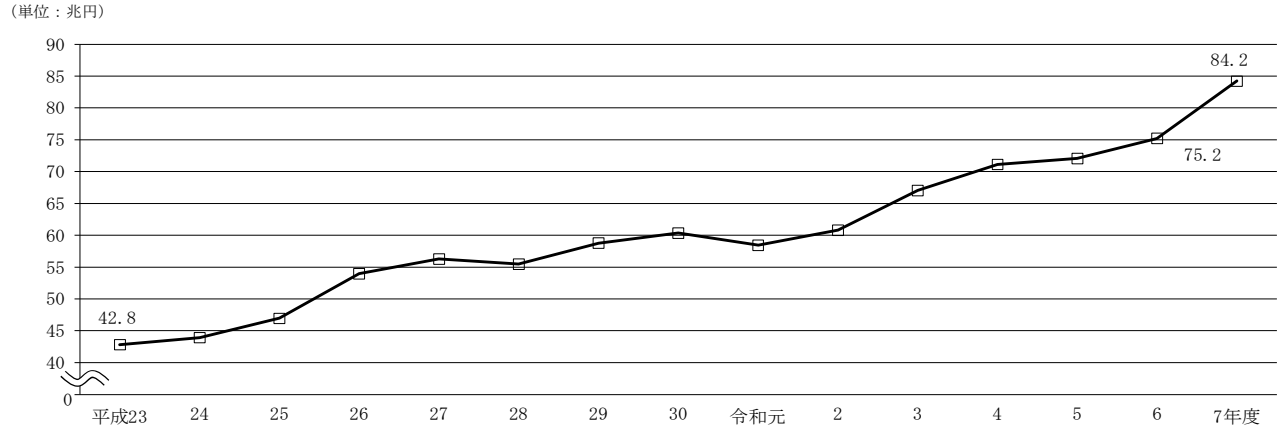
（単位：兆円）



注(1)　「租税及印紙収入」「前年度剰余金受入」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。
注(2)　「その他」は、雑収入等（令和6年度10.9兆円、7年度10.7兆円）から、翌年度への繰越歳出予算財源等（6年度10.2兆円、7年度12.1兆円）を控除したものである。

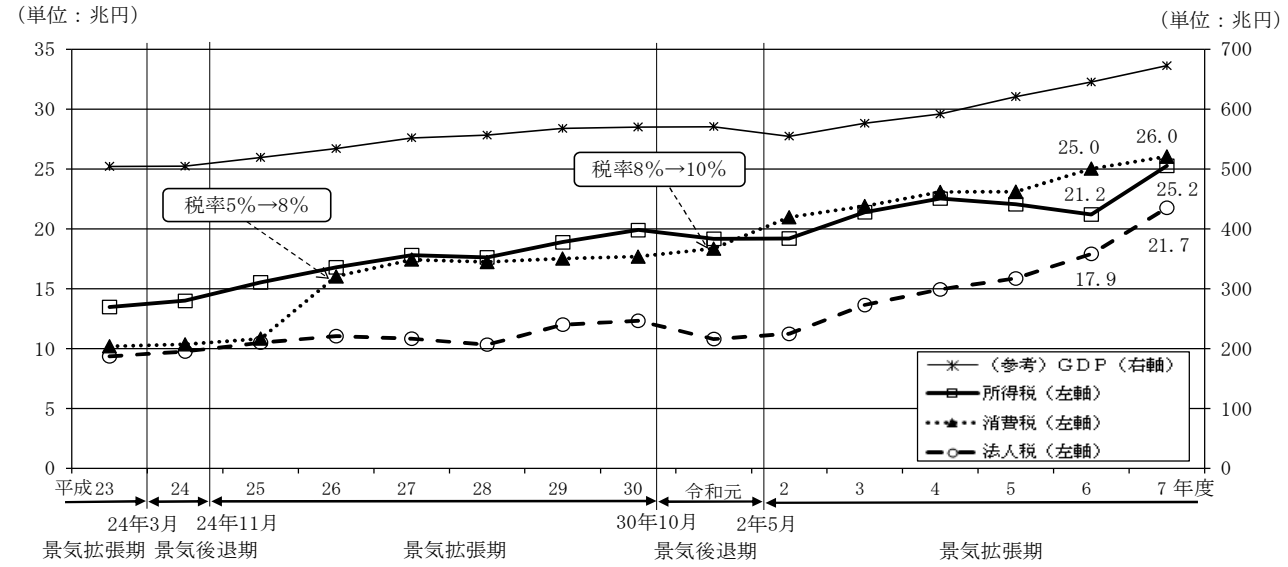
租税及印紙収入について、平成23年度から令和7年度までの推移をみると、図5のとおり、増加傾向となっており、7年度は、前年度の75.2兆円から8.9兆円増加して84.2兆円となっている。

図5　租税及印紙収入の推移



7年度の租税及印紙収入は84.2兆円に上り、このうち主要な税目である所得税、法人税及び消費税の合計は73.0兆円となっていて、租税及印紙収入の8割以上を占めている。これら3税目について、平成23年度から令和7年度までの推移を景気動向の推移と併せてみると、図6のとおり、所得税及び法人税は、景気拡張期に増加し、景気後退期に減少するなどの傾向があり、景気動向の推移とおおむね連動している。2年6月以降は景気拡張期となり、所得税は、6年度は定額減税等により5年度と比べて減少したが、7年度は前年度と比べて4.0兆円増加して25.2兆円となっている。法人税は、7年度において前年度から3.8兆円増加して21.7兆円となっている。一方、消費税は、所得税及び法人税と異なり景気動向に左右されにくく、消費税率（地方消費税分を含む。）の改定（平成26年4月の5%から8%及び令和元年10月の8%から10%）の影響を強く受けた平成26年度及び令和2年度に大幅に増加していた。また、2年度以降は消費税が所得税を上回っていて、7年度は、前年度から1.0兆円増加して26.0兆円となっている。

図6　所得税、法人税及び消費税と景気動向の推移



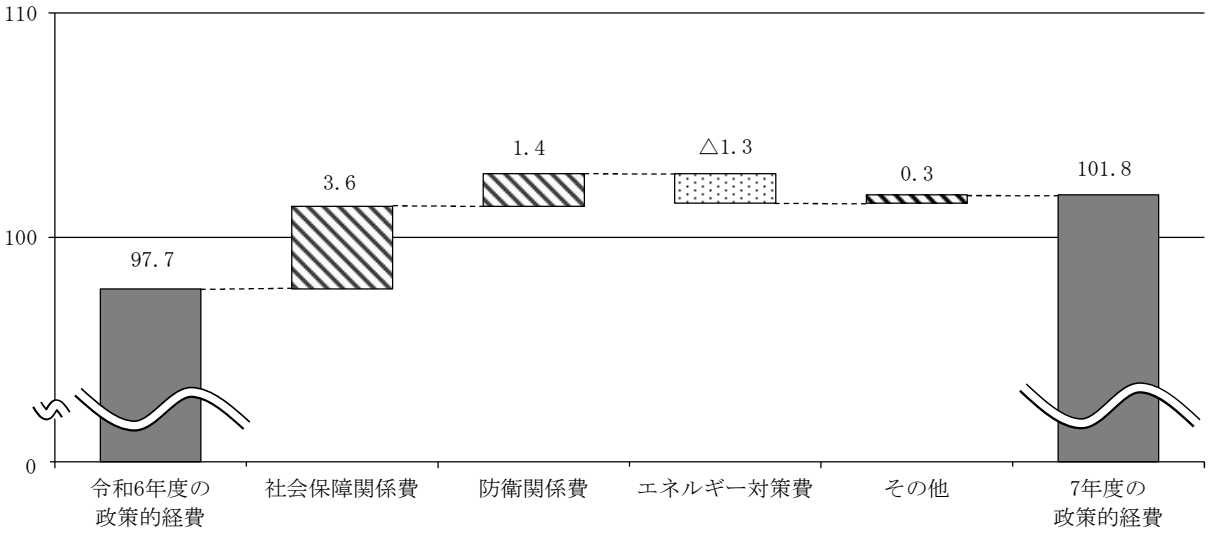
注(1)　消費税の税率は地方消費税分を含めて示しているが、消費税の金額には地方消費税分を含めていない。
注(2)　「景気拡張期」及び「景気後退期」は、我が国の景気の転換点を示す内閣府「景気基準日付」を基に記載している。
注(3)　ＧＤＰは、令和8年9月に公表された内閣府「2026年4-6月期四半期別ＧＤＰ速報2次速報値（2020年（令和2年）基準）」による。

ウ　政策的経費の推移

7年度の政策的経費の前年度からの増加4.1兆円の内訳を主要経費別にみると、図7のとおり、エネルギー対策費は1.3兆円減少している一方、社会保障関係費が3.6兆円、防衛関係費が1.4兆円、それぞれ増加しており政策的経費の増加の主な要因となっている。

図7　令和7年度における前年度からの政策的経費の増加の内訳

（単位：兆円）



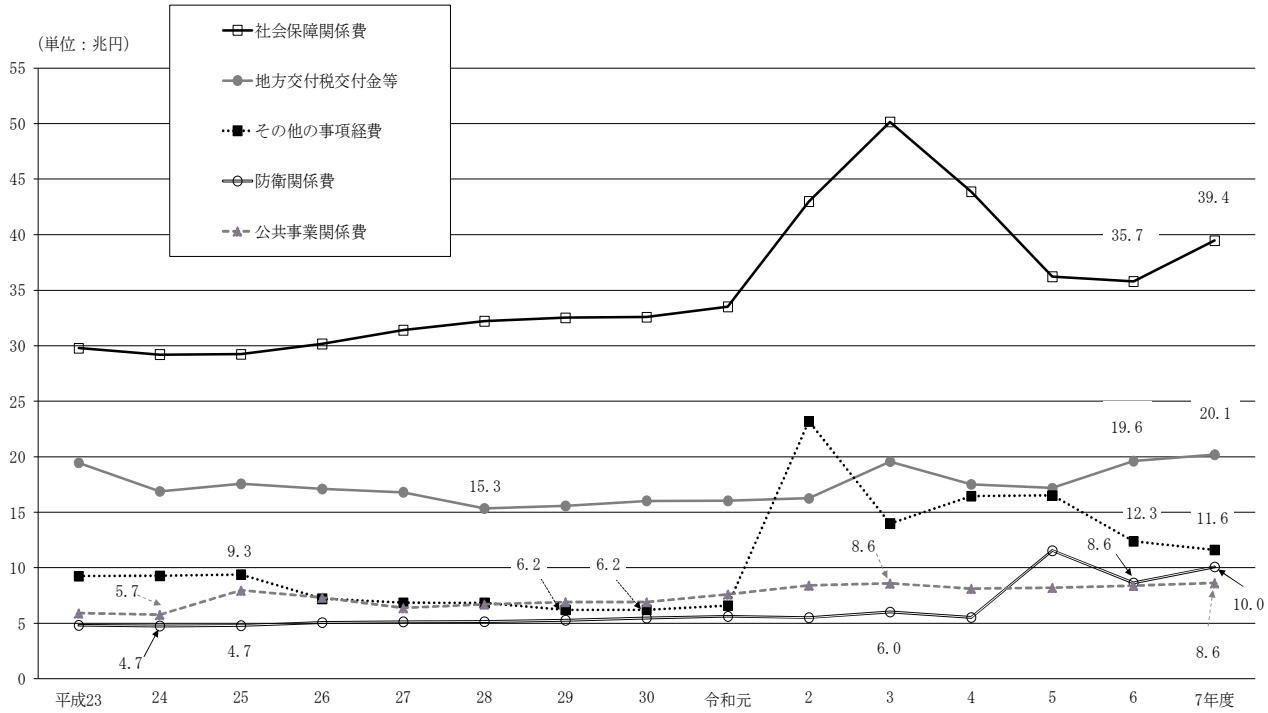
注(1)　「その他」は、公共事業関係費、文教及び科学振興費等である。
注(2)　「社会保障関係費」「防衛関係費」「エネルギー対策費」及び「その他」については、前年度からの増減額を示している。

7年度の政策的経費101.8兆円を主要経費別にみると、社会保障関係費が39.4兆円、地方交付税交付金等が20.1兆円、その他の事項経費[注14]が11.6兆円、防衛関係費が10.0兆円及び公共事業関係費が8.6兆円となっており、これら五つの主要経費計89.9兆円で政策的経費の8割以上を占めている。これら五つの主要経費について、平成23年度から令和7年度までの推移をみると、図8のとおりであり、社会保障関係費については、高齢化に伴い増加傾向となっている。新型コロナウイルス感染症への対応等が行われた2、3両年度にそれぞれ前年度と比べて大幅に増加したものの、4、5両年度にそれぞれ前年度と比べて大幅に減少した。7年度は基礎年金年金特別

会計へ繰入が増加したことなどにより前年度から3.6兆円増加して39.4兆円となっている。地方交付税交付金等については、平成23年度から令和6年度までの間は15.3兆円（平成28年度）から19.6兆円（令和6年度）までの範囲で推移しており、7年度は前年度から0.5兆円増加して20.1兆円となっている。その他の事項経費については、平成23年度から令和元年度までの間は6.2兆円（平成29、30両年度）から9.3兆円（25年度）までの範囲で推移していた。令和2年度は特別定額給付金給付事業費補助金等により前年度から大幅に増加したものの、3年度は同補助金がなかったことなどにより前年度から減少した。7年度はエネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が減少したことなどにより前年度から0.7兆円減少し11.6兆円となっている。防衛関係費については、平成23年度から令和4年度までの間は4.7兆円（平成24、25両年度）から6.0兆円（令和3年度）までの範囲で推移していたが、5年度は、防衛力強化資金が創設され、同資金への繰入れが生じたことなどにより前年度から大幅に増加した。6年度は同資金への繰入額が減少したことなどにより前年度から減少したものの、7年度は再び同資金への繰入額が増加したことなどにより前年度から1.4兆円増加して10.0兆円となっている。公共事業関係費については、平成23年度から令和6年度までの間は5.7兆円（平成24年度）から8.6兆円（令和3年度）までの範囲で推移しており、7年度は前年度からほぼ横ばいの8.6兆円となっている。

（注14）　「その他の事項経費」は、主要経費別分類の一つであり、社会保障関係費等の他の項目に分類されなかったものである。

図8　社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費の推移



（注）　「地方交付税交付金等」は、地方交付税交付金及び地方特例交付金である。

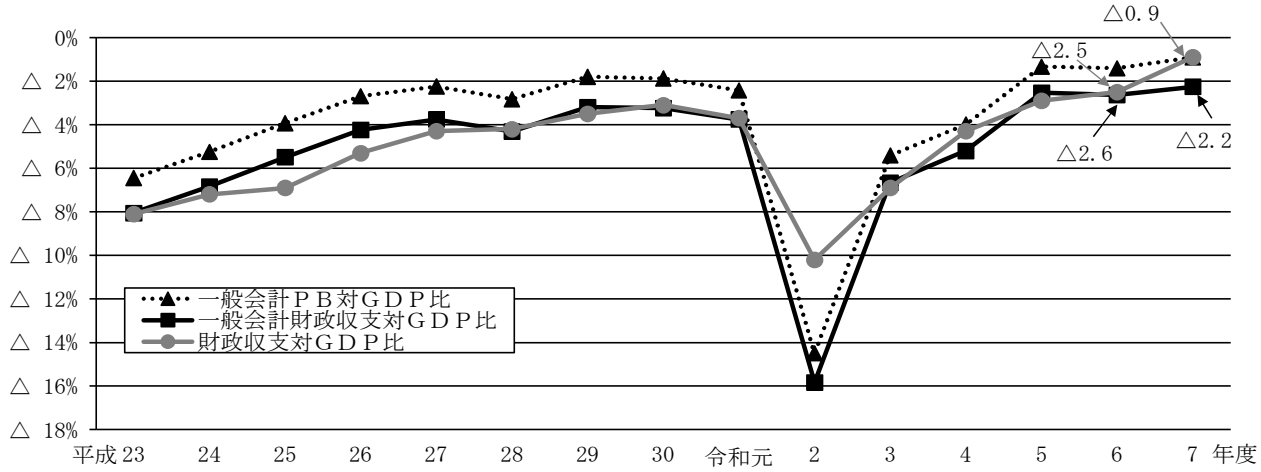
(2) 財政収支対ＧＤＰ比

ア　財政収支対ＧＤＰ比と一般会計財政収支対ＧＤＰ比

財政収支、一般会計財政収支及び一般会計ＰＢのそれぞれの対ＧＤＰ比について、平成23年度から令和7年度までの推移をみると、図9のとおり、財政収支対ＧＤＰ比と一般会計財政収支対ＧＤＰ比はおおむね同じように推移している。これは、地方財政計画を通じて国から地方に交付される地方交付税交付金等によって地方の財源が保障される仕組みなどにより、地方の財政収支がほぼ均衡して推移していることなどによる。また、同期間内において一般会計財政収支と一般会計ＰＢの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対ＧＤＰ比と一般会計ＰＢ対ＧＤＰ比についても同じように推移している。

一般会計財政収支対ＧＤＰ比は、平成24年度以降は改善傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な歳出の増加により特に令和2年度は大幅に悪化した。3年度以降は改善し、7年度は、前記のとおり一般会計ＰＢが前年度から2.9兆円改善したことなどにより前年度のマイナス2.6％から0.3ポイント改善してマイナス2.2％となっている。また、財政収支対ＧＤＰ比は、7年度はマイナス0.9％となっており、前年度のマイナス2.5％から1.6ポイント改善している。

図9　財政収支、一般会計財政収支及び一般会計ＰＢのそれぞれの対ＧＤＰ比の推移



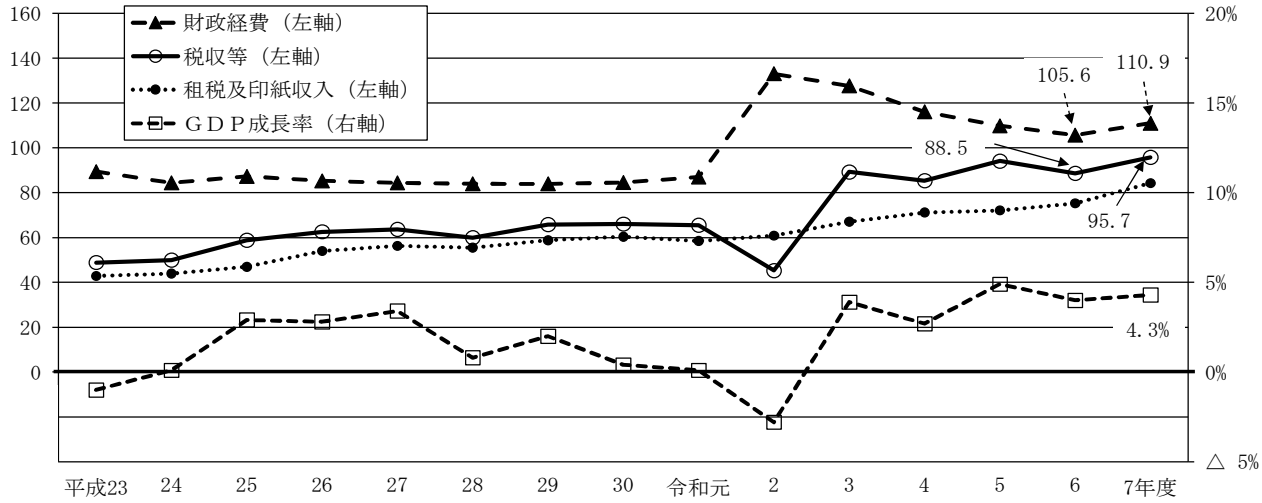
注(1)　財政収支対ＧＤＰ比は、令和8年7月に公表された内閣府試算の実績値等による。内閣府試算における7年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。
注(2)　一般会計財政収支対ＧＤＰ比及び一般会計ＰＢ対ＧＤＰ比は、令和8年9月に公表された内閣府「2026年4-6月期四半期別ＧＤＰ速報2次速報値（2020年（令和2年）基準）」のＧＤＰを用いて本院が算出した。

イ　税収等、財政経費及びＧＤＰ成長率

一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成23年度から令和7年度までの推移をＧＤＰ成長率の推移と併せてみると、図10のとおり、税収等については、おおむねＧＤＰ成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。7年度においては、ＧＤＰ成長率はプラス4.3％であり、税収等は、租税及印紙収入が前年度から8.9兆円増加したことなど（図4参照）により前年度から7.1兆円増加して95.7兆円となっている。また、財政経費は、前年度から5.3兆円増加して110.9兆円となっている。

図10　税収等、財政経費及びＧＤＰ成長率の推移

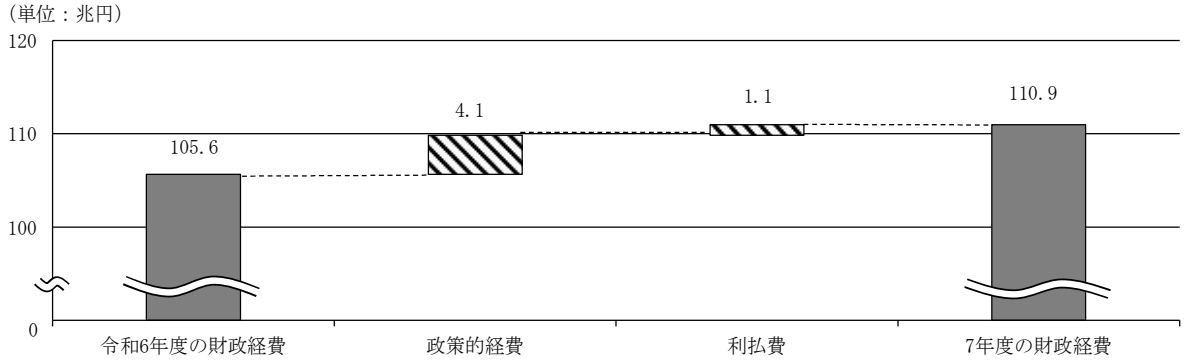
（単位：兆円）



（注）　ＧＤＰ成長率は、令和8年9月に公表された内閣府「2026年4-6月期四半期別ＧＤＰ速報2次速報値（2020年（令和2年）基準）」による。

7年度における前年度からの財政経費の増加5.3兆円の内訳を政策的経費と利払費に区分してみると、図11のとおり、政策的経費が4.1兆円、利払費が1.1兆円それぞれ増加している。

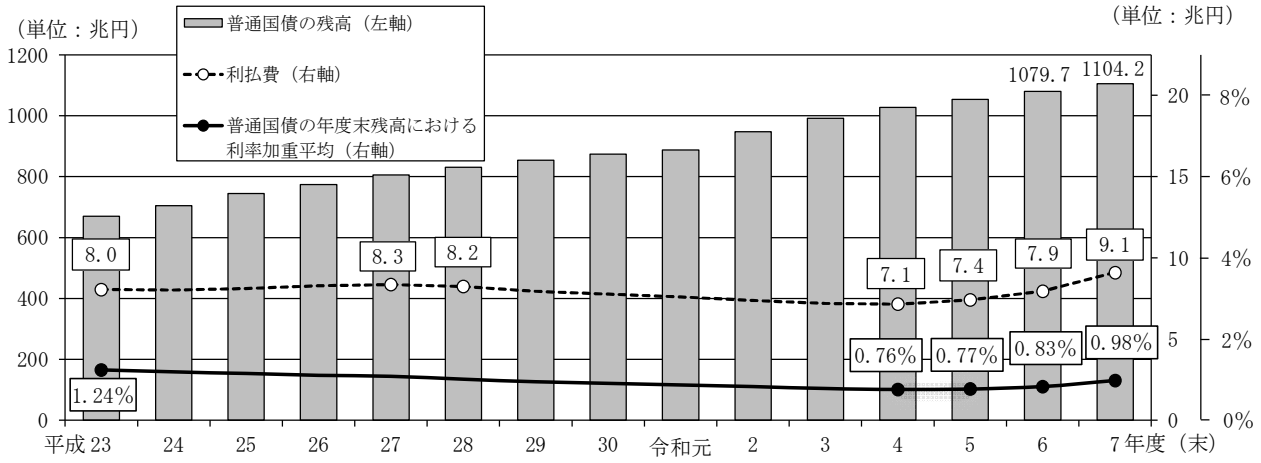
図11　令和7年度における前年度からの財政経費の増加の内訳



（注）　「政策的経費」及び「利払費」については、前年度からの増加額を示している。

財政経費のうち利払費は、普通国債の残高と金利（利率）によって決定される。普通国債の利率加重平均（年度末の残高に係る表面利率の加重平均）について、平成23年度から令和7年度までの推移をみると、図12のとおり、平成23年度の1.24％から令和4年度の0.76％までは毎年度低下し続けていたが、5年度には上昇に転じ、7年度は前年度の0.83％から0.15ポイント上昇して0.98％になっている。利払費は、平成28年度から令和4年度までは、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少傾向となっていた。これに対して5年度は、普通国債の利率加重平均が前年度から上昇するとともに、同年度末の普通国債の残高が前年度末から増加した中で、利払費は、平成27年度以来8年ぶりに増加に転じた。令和7年度においても、普通国債の利率加重平均が前年度から上昇するとともに、同年度末の普通国債の残高が前年度末から24.5兆円増加して1104.2兆円となっている中で、利払費は前年度から1.1兆円増加して9.1兆円となっている。

図12　普通国債の残高、利払費及び利率加重平均の推移



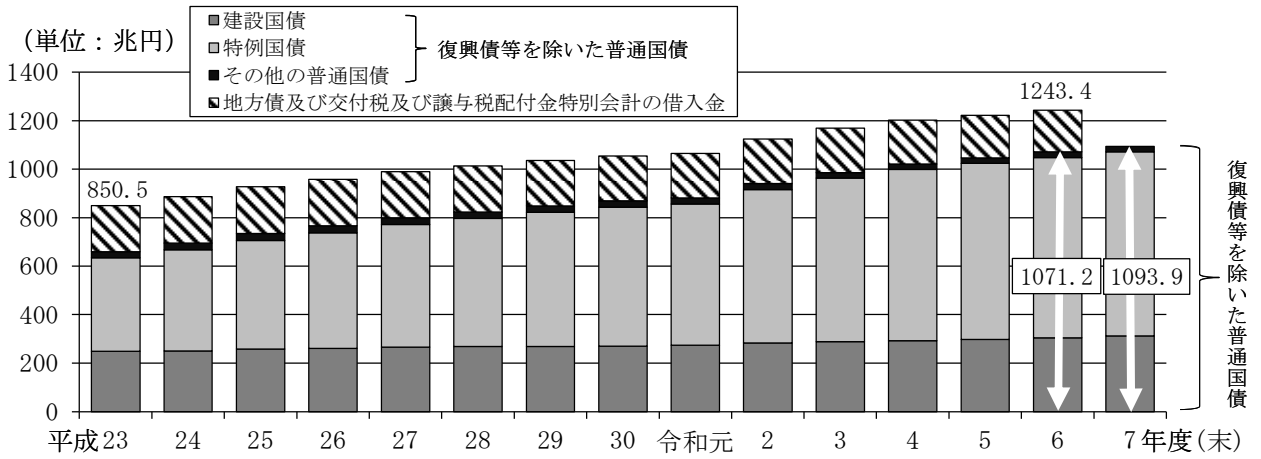
注(1)　普通国債の額は、一般会計歳入歳出決算に添付され国会に提出されている「国の債務に関する計算書」等では示されていないことから、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。
注(2)　利率加重平均は、割引国債（無利子）を除く。
注(3)　利払費は、一般会計における支出済歳出額である。

(3) 債務残高対ＧＤＰ比

ア　債務残高の推移

債務残高とその内訳について、平成23年度末から令和7年度末までの推移をみると、図13のとおり、普通国債のうち復興債等（その借換債を含む。）を除いた国債（以下「復興債等を除いた普通国債」という。）が債務残高の大半を占めており、その残高は引き続き増加している。7年度末の復興債等を除いた普通国債の残高は、前年度末から22.6兆円増加（対前年度比2.1％増）して、1093.9兆円となっている。

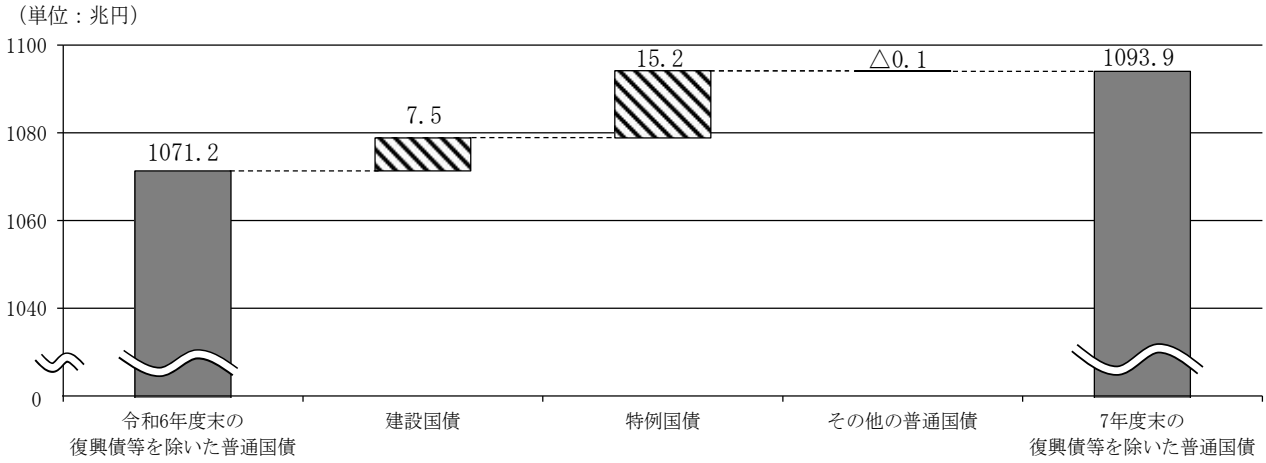
図13　債務残高の推移



注(1)　復興債等を除いた普通国債の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。
注(2)　特例国債には、震災特例国債（阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律（平成7年法律第17号）に基づき平成6年度に発行された国債）を含む。また、その他の普通国債は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
注(3)　地方債の額は、総務省「地方財政白書」における各年度末の地方債現在高による。なお、令和7年度末の地方債現在高は、8年9月時点では示されていない。
注(4)　交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の額は、一般会計の国の債務に関する計算書のうち交付税及び譲与税配付金特別会計から承継した分及び交付税及び譲与税配付金特別会計の債務に関する計算書における翌年度以降への繰越債務負担額を合算した額である。

7年度末の復興債等を除いた普通国債の前年度末からの増加22.6兆円の内訳を建設国債、特例国債及びその他の普通国債（それぞれの借換債を含む。以下（3）において同じ。）に区分してみると、図14のとおり、その他の普通国債は0.1兆円減少している一方、建設国債が7.5兆円、特例国債が15.2兆円それぞれ増加している。

図14　令和7年度末における前年度末からの復興債等を除いた普通国債の増加の内訳



注(1)　復興債等を除いた普通国債等の額は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額によるものであり、建設国債、特例国債及びその他の普通国債の額は、それぞれの借換債の額を含んでいる。
注(2)　「その他の普通国債」は、減税特例国債、日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債、国有林野事業承継債務借換国債等である。
注(3)　「建設国債」「特例国債」及び「その他の普通国債」については、前年度からの増減額を示している。

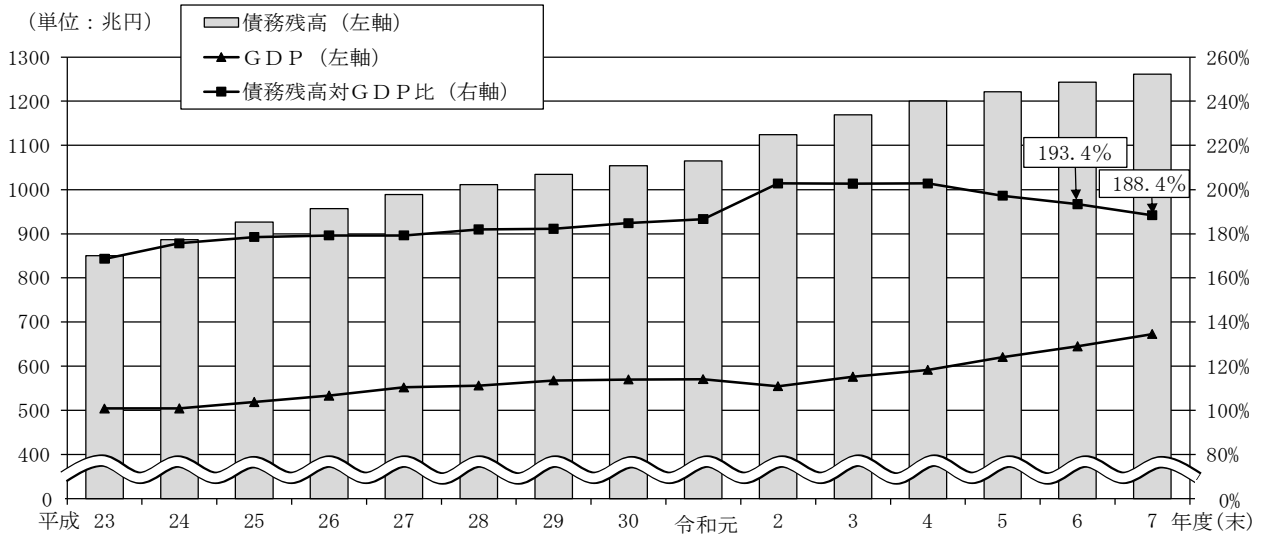
建設国債及び特例国債の残高については、平成23年度末以降、特例国債の残高が建設国債の残高を上回る状況が続いている。また、いずれも23年度末から令和7年度末にかけて増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている（図13参照）。

イ　債務残高及び債務残高対ＧＤＰ比の推移

債務残高及び債務残高対ＧＤＰ比について、平成23年度から令和7年度までの推移をＧＤＰの推移と併せてみると、図15のとおり、債務残高は一貫して増加している。債務残高対ＧＤＰ比は、2年度までは上昇傾向となっていたが、3年度はＧＤＰの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから2年度から低下した。4年度は3

年度から上昇したが、5年度以降はＧＤＰの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから低下しており、7年度の債務残高対ＧＤＰ比は対前年度比5.0ポイント低下の188.4％となっている。

図15　債務残高及び債務残高対ＧＤＰ比の推移



注(1)　債務残高及び債務残高対ＧＤＰ比は、令和8年7月に公表された内閣府試算の実績値等による。内閣府試算における7年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値となっている。

注(2)　ＧＤＰは、令和8年9月に公表された内閣府「2026年4-6月期四半期別ＧＤＰ速報2次速報値（2020年（令和2年）基準）」による。

(4) 普通国債の発行・償還等の状況

国の一般会計の決算額でみた財政健全化の指標と、普通国債の発行・償還等との間には一定の関係があることから、普通国債の発行・償還等の推移について、財政健全化の指標の理解に資するための参考として示すと、次のとおりである。

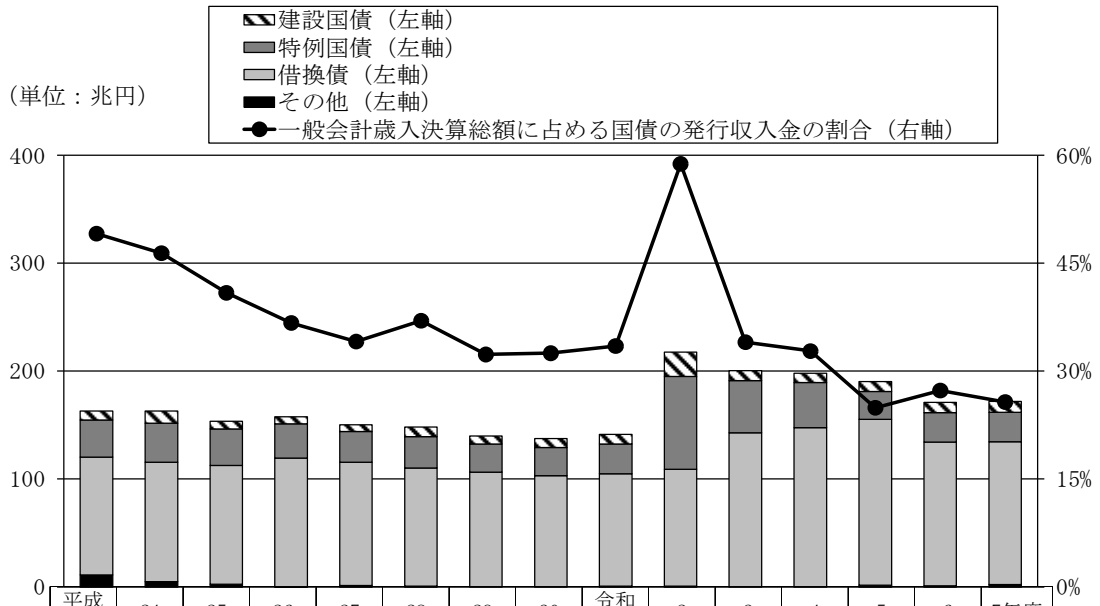
ア　普通国債の発行額の推移

平成23年度から令和7年度までの普通国債の発行額（収入金ベース[注15]）等の推移をみると、図16のとおり、建設国債は、平成25年度から令和元年度まではほぼ横ばいで、また、特例国債は、平成23年度から30年度までは減少傾向で推移していたものの、いずれも令和2年度に大幅に増加している。そして、建設国債は、3年度には元年度の水準（9.1兆円）に戻っており、7年度は前年度からほぼ横ばいの10.3兆円となっている。特例国債は、3年度から5年度は減少していて、7年度は前年度からほぼ横ばいの27.0兆円となっている。一方、借換債は、平成23年度から令和2年度まではほぼ横ばいで推移していたものの、3年度から5年度にかけて各年度で前年度から増加した一方、6年度から減少に転じ、7年度も前年度から減少して132.5兆円となっている。

国の一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合は、2年度は50％を超える状況となったが、3年度以降は低下傾向になっていて、7年度は前年度から低下して25.7％となっている。

（注15）　収入金ベース　　国債の発行額を収入金額を用いて示したもの。4月から翌年3月までの発行収入金をベースに、特会法第47条第1項において認められている会計年度を超えた借換債の前倒し発行分及び公債の発行の特例に関する各法律等により認められている翌年度の4月から6月までの出納整理期間発行分の調整を行っている。

図16　普通国債の発行額（収入金ベース）等の推移



	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7年度
普通国債	163.0	163.3	153.6	157.9	150.4	148.3	140.0	137.6	141.6	217.7	200.5	198.2	190.4	171.3	172.1
建設国債	8.3	11.4	7.0	6.5	6.4	8.9	7.2	8.0	9.1	22.5	9.1	8.7	9.0	9.6	10.3
特例国債	34.4	36.0	33.8	31.9	28.4	29.1	26.2	26.2	27.4	85.9	48.4	41.7	25.9	27.4	27.0
借換債	109.0	110.9	110.1	119.3	114.2	109.4	106.3	103.2	104.2	108.5	142.8	147.7	153.9	132.9	132.5
その他	11.2	4.8	2.6	0.1	1.3	0.7	0.0	－	0.8	0.7	0.0	－	1.5	1.2	2.2
年金特例国債	－	2.5	2.6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
復興債	11.2	2.3	－	0.1	1.3	0.7	0.0	－	0.8	0.7	0.0	－	－	0.0	－
ＧＸ経済移行債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.5	1.0	1.1
子ども特例債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.1	1.0
半導体・ＡＩ債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.0
（参考）一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合	49.1%	46.4%	40.9%	36.7%	34.1%	37.0%	32.3%	32.5%	33.5%	58.8%	34.0%	32.8%	24.9%	27.3%	25.7%

注(1)　「年金特例国債」は、平成28年に改正される前の「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」（平成24年法律第101号）第4条第1項に基づき、基礎年金に係る国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税収が計上されるまでのつなぎとして、24、25両年度に一般会計において発行された公債である。

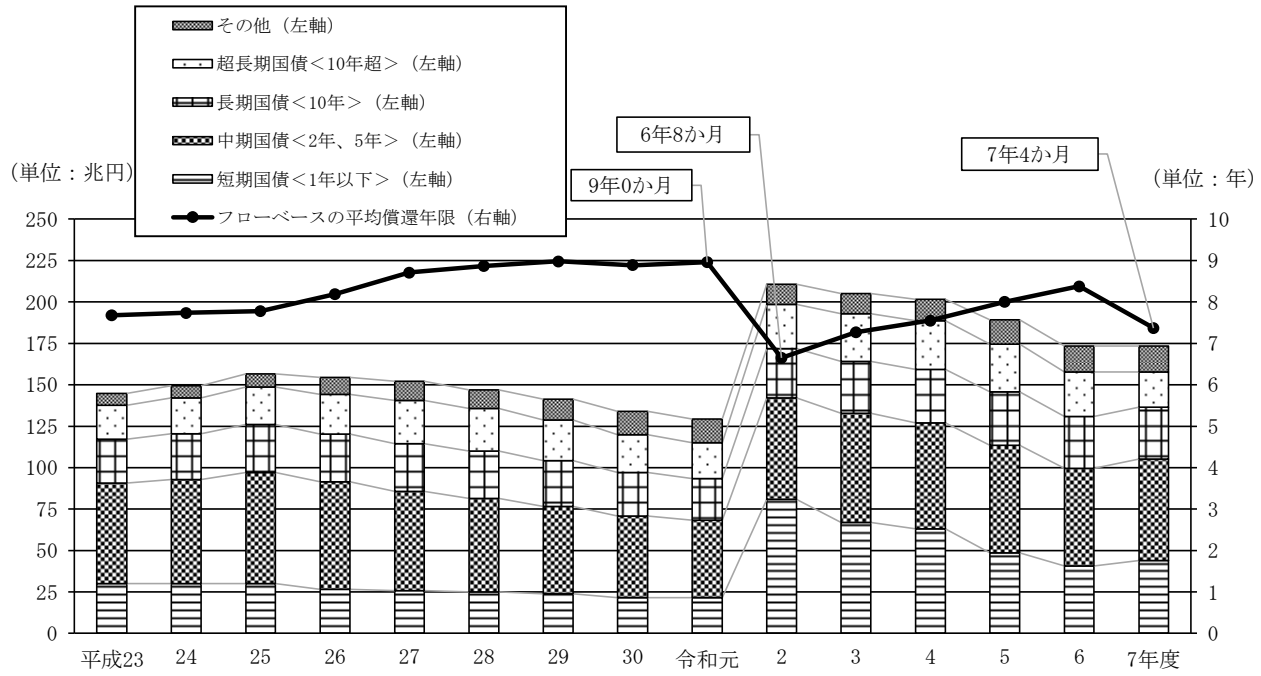
注(2)　「一般会計歳入決算総額に占める国債の発行収入金の割合」については、建設国債、特例国債、年金特例国債及び復興債（平成23年度分のみ）が含まれる。

なお、財務省は、国債の確実かつ円滑な発行等を図るために、国債発行に当たっては、市場の動向及び投資家のニーズ等を勘案して、各年度のカレンダーベース市中発行額(注16)について償還年限別の発行額を決定している。国債のカレンダーベース市中発行額について償還年限別の推移を示すと、図17のとおりであり、2年度に短期国債の発行額が大幅に増加した結果、フローベースの平均償還年限(注17)は、元年度の9年0か月から2年度の6年8か月へと2年以上短期化した。一方、3年度からは短期国債の発行額が前年度から減少するなどした結果、フローベースの平均償還年限は長期化する傾向にあったものの、7年度のフローベースの平均償還年限は、超長期国債の発行額が前年度から減少するなどしたため、前年度より短期化し、7年4か月となっている。

（注16）　カレンダーベース市中発行額　　国債の発行方式は、公募入札を基本とした市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式（日銀乗換）の三つに大別され、カレンダーベース市中発行額は、市中発行方式のうち、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の4月から翌年3月までの発行額（額面）の総額であり、市中発行方式の大半を占めている。なお、カレンダーベース市中発行額には、普通国債のほか、同一の金融商品として普通国債と一体として発行される財投債（特会法第62条第1項の規定に基づき財政融資資金の運用の財源に充てるために財政投融資特別会計において発行される公債）が含まれる。

（注17）　フローベースの平均償還年限　　カレンダーベース市中発行額における各国債の償還年限を加重平均したもの

図17　国債のカレンダーベース市中発行額における償還年限別発行額等の推移



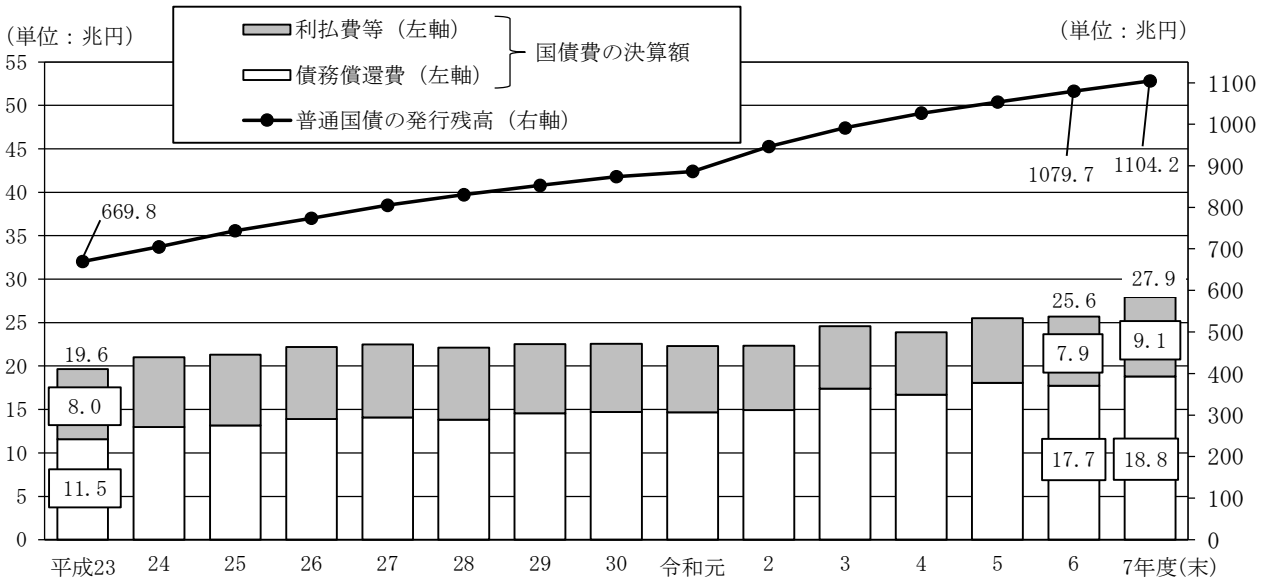
注(1)　発行額は、普通国債と財投債の合計額である。
注(2)　「その他」は、流動性供給入札に係る分及び物価連動国債＜10年＞である。
注(3)　＜　＞は償還年限を表している。

イ　国債費及び普通国債の発行残高の推移

国債費は、過去に発行された国債の償還及び利払等の財源として一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられた額等であり、国債の償還のために繰り入れられた額（以下「債務償還費」という。）と利子等の支払のために繰り入れられた額等（以下「利払費等」という。）で構成されている。平成23年度から令和7年度までの国債費の決算額の推移についてみると、図18のとおり、債務償還費が増加傾向であること及び利払費等が5年度以降増加していることから、国債費の決算額は増加傾向となっていて、平成23年度に19.6兆円であったものが、令和7年度には27.9兆円（対前年度2.2兆円増）となり、この間に8.3兆円増加している。

また、普通国債の発行残高の推移をみると、図18のとおり、一貫して増加しており、平成23年度末に669.8兆円であったものが令和7年度末には1104.2兆円（対前年度24.5兆円増）となり、この間に434.4兆円増加している。

図18　国債費の決算額及び普通国債の発行残高の推移



（注）　普通国債の発行残高は、財務省「国債統計年報」等における各年度末現在額による。

3　まとめ

(1) 国・地方ＰＢ及び国・地方ＰＢ対ＧＤＰ比

国・地方ＰＢ及び国・地方ＰＢ対ＧＤＰ比は、平成23年度から令和7年度まで一般会計ＰＢ及び一般会計ＰＢ対ＧＤＰ比とおおむね同じように推移している。7年度の一般会計ＰＢは、前年度から改善してマイナス6.1兆円となっている。一般会計ＰＢの内訳となる税収等及び政策的経費について、平成23年度から令和7年度までの推移をみると、全ての年度において政策的経費が税収等を上回っている。7年度においては、税収等及び政策的経費がそれぞれ前年度から増加している。7年度の一般会計ＰＢの内訳の前年度からの増減要因についてみると、収入面では、7年度の税収等のうち、租税及印紙収入が8.9兆円及び前年度剰余金受入が0.3兆円それぞれ増加している一方、「その他」は2.1兆円減少している。このうち、7年度の租税及印紙収入の主要な税目である所得税、法人税及び消費税はいずれも増加している。支出面では、7年度の政策的経費のうち、社会保障関係費が3.6兆円、防衛関係費が1.4兆円、それぞれ増加している一方、エネルギー対策費が1.3兆円減少している。また、政策的経費の8割以上を占める社会保障関係費、地方交付税交付金等、その他の事項経費、防衛関係費及び公共事業関係費についてみると、社会保障関係費については、7年度は基礎年金年金特別会計へ繰入が増加したことなどにより前年度から増加している。地方交付税交付金等については、7年度は前年度から増加している。その他の事項経費については、7年度はエネルギー価格激変緩和対策事業費補助金が減少したことなどにより前年度から減少している。防衛関係費については、7年度は防衛力強化資金への繰入額が増加したことなどにより前年度から増加している。公共事業関係費については、7年度は前年度からほぼ横ばいとなっている。

(2) 財政収支対ＧＤＰ比

財政収支対ＧＤＰ比は、平成23年度から令和7年度まで一般会計財政収支対ＧＤＰ比とおおむね同じように推移している。また、一般会計財政収支と一般会計ＰＢの差である国債等の利払費の金額の変動が少なかったため、一般会計財政収支対ＧＤＰ比と一般会計ＰＢ対ＧＤＰ比についても同じように推移しているが、7年度の一般会計財政収支対ＧＤＰ比は、一般会計ＰＢが改善したことなどにより前年度から改善してマイナス2.2％となっている。一般会計財政収支の内訳となる税収等と財政経費について、平成23年度から令和7年度までの推移をＧＤＰ成長率の推移と併せてみると、税収等については、おおむねＧＤＰ成長率が継続してプラスのときに増加する傾向が見受けられる。7年度においては、ＧＤＰ成長率はプラスであり、税収等も増加している。財政経費については、7年度は前年度から増加しており、その内訳についてみると、政策的経費が4.1兆円及び利払費が1.1兆円それぞれ増加している。利払費は、平成28年度から令和4年度までは、普通国債の利率加重平均の低下による影響が普通国債の残高の累増による影響を上回っていることから減少傾向となっていたが、5年度は平成27年度以来8年ぶりに増加に転じた。令和7年度においても普通国債の利率加重平均が上昇するとともに、普通国債の残高が増加している中で、利払費は前年度から増加している。

(3) 債務残高対ＧＤＰ比

復興債等を除いた普通国債の残高は債務残高の大半を占めていて引き続き増加しており、7年度末の復興債等を除いた普通国債の残高は、前年度末から22.6兆円増加（対前年度比2.1％増）して、1093.9兆円となっている。7年度末の復興債等を除いた普通国債の前年度末からの増加の内訳についてみると、その他の普通国債（その借換債を含む。）は0.1兆円減少している一方、建設国債（その借換債を含む。以下同じ。）が7.5兆円及び特例国債（その借換債を含む。以下同じ。）が15.2兆円それぞれ増加している。建設国債及び特例国債の残高については、平成23年度末から令和7年度末にかけて、いずれも増加しているが、その増加額は特例国債が建設国債を大幅に上回る状況となっている。

債務残高対ＧＤＰ比については、2年度までは上昇傾向となっていたが、3年度はＧＤＰの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから2年度から低下した。4年度は3年度から上昇したが、5年度以降はＧＤＰの増加率が債務残高の増加率を上回ったことから低下しており、7年度の債務残高対ＧＤＰ比は対前年度比5.0ポイント低下の188.4％となっている。

本院としては、これらを踏まえて、国の財政の状況について引き続き注視していくこととする。

(3) 日本銀行の財務の状況

1　日本銀行の金融政策の概要等

(1) 金融政策の概要

日本銀行は、日本銀行法（平成9年法律第89号）に基づき、我が国の中央銀行として、日本銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節として、国債等の買入れを行うなどして金融機関等に資金を供給することや、日本銀行が振り出す手形等の売却を行って金融機関等から資金を吸収することにより、金融機関等が相互の資金決済等のために日本銀行に保有している当座預金（以下「日銀当座預金」という。）の残高を増減させることで、金融市場における資金過不足の調整（以下「金融調節」という。）を行っている。

また、日本銀行は、平成20年10月に、金融調節の一層の円滑化を通じて金融市場の安定確保を図るために、補完当座預金制度を導入している。この制度は、準備預金制度(注1)の対象となる金融機関に係る日銀当座預金及び準備預り金(注2)（以下、日銀当座預金及び準備預り金を合わせて「日銀当座預金等」という。）のうち日本銀行に預け入れることが義務付けられている額を超える額（以下「超過準備額」という。）並びに準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等(注3)（以下「非対象先」という。）に係る日銀当座預金（以下、超過準備額及び非対象先に係る日銀当座預金を合わせて「超過準備額等」という。）について、いずれも政策委員会で決定した適用利率（制度導入時は年0.1％）による利息を付するものである。

（注1）　準備預金制度　　準備預金制度に関する法律（昭和32年法律第135号）に基づき、銀行等の預金取扱金融機関について、預金等の債務に所定の率を乗じて算定される額を日本銀行に預け入れることを義務付ける制度

（注2）　準備預り金　　準備預金制度の対象となる金融機関のうち日本銀行と当座預金取引のないものに係る預り金

（注3）　準備預金制度の対象とならない金融機関等のうち所定の金融機関等　　準備預金制度の対象とならないが、資金決済等のために日本銀行と当座預金取引を行っている金融機関等のうち証券会社等

(2) 大規模な金融緩和の概要

日本銀行は、25年1月に、消費者物価の前年比上昇率で2％とする物価安定の目標（以下「物価安定の目標」という。）を導入し、同年4月に、物価安定の目標を2年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するために「量的・質的金融緩和(注4)」の導入を決定した。また、28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和(注5)」の導入を、同年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和(注6)」の導入をそれぞれ決定するなどしてきた。

日本銀行は、量的・質的金融緩和を始めとする大規模な金融緩和の下で、金融調節の方針（以下「金融市場調節方針」という。）、資産の買入れ方針、長短金利の操作についての方針（以下「金利操作方針」という。）等に基づき、長期国債、指数連動型上場投資信託（以下「ＥＴＦ」という。）及び不動産投資信託（以下「Ｊ－ＲＥＩＴ」という。）の買入れなどを行うとともに、超過準備額等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用するなどしてきた。

（注4）　量的・質的金融緩和　　日本銀行は、平成25年4月に「量的・質的金融緩和」を導入し、金融調節の操作目標を無担保コールレート（オーバーナイト物）から日本銀行が供給する通貨の総量であるマネタリーベースに変更するとともに、マネタリーベース及び長期国債等の保有額を大幅に拡大することなどを決定した。

（注5）　マイナス金利付き量的・質的金融緩和　　日本銀行は、平成28年1月に「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入し、従前の「量的・質的金融緩和」に加えて、超過準備額等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用することなどを決定した。

（注6）　長短金利操作付き量的・質的金融緩和　　日本銀行は、平成28年9月に、「量的・質的金融緩和」及び「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の二つの政策枠組みを強化する形で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入し、従前のマネタリーベース増加額目標に代えて、短期金利については超過準備額等の一部に年マイナス0.1％の利率を適用し、長期金利については10年物国債金利がゼロ％程度で推移するように長期国債の買入れを行うこととする長短金利の操作についての方針を示すことなどを決定した。

(3) 金融政策の枠組みの見直し等

ア　金融政策の枠組みの見直し

日本銀行は、令和6年3月に、物価安定の目標が持続的・安定的に実現していくことが見通せる状況に至ったと判断し、これまでの長短金利操作付き量的・質的金融緩和の枠組み及びマイナス金利政策は、その役割を果たしたと考えているとして、「金融政策の枠組みの見直し」を決定した。そして、引き続き物価安定の目標の下で、その持続的・安定的な実現という観点から、短期金利の操作を主たる政策手段として、経済・物価・金融情勢に応じて適切に金融政策を運営することとした。上記を踏まえ、金融市場調節方針として、それまでの金利操作方針を変更して、無担保コールレート（オーバーナイト物。以下同じ。）を「0～0.1％程度」で推移するように促すこととし、これを実現するために、超過準備額等に付する利息について年0.1％の利率を適用することとした。さらに、資産の買入れ方針として、長期国債については、これまでとおおむね同程度の金額(注7)で買入れを継続することとし、ＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴについては、新規の買入れを終了することとした。

（注7）　資産の買入れ方針の決定時における足元の長期国債の月間買入額は6兆円程度となっていた。日本

銀行は、実際の買入れについては、ある程度の幅をもって予定額を示すこととし、市場の動向や国債需給等を踏まえて実施していくこととしていた。

イ　金融政策の枠組みの見直し後の金融市場調節方針の変更等

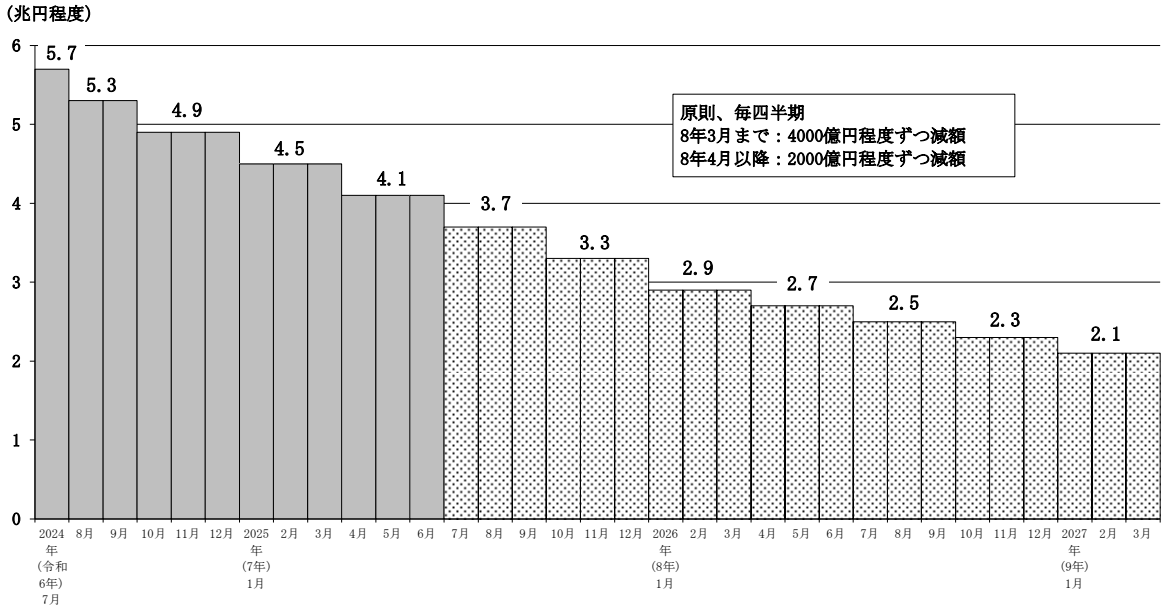
日本銀行は、6年7月に、物価安定の目標の持続的・安定的な実現という観点から金融緩和の度合いを調整することが適切であると判断し、金融市場調節方針を変更して無担保コールレートを0.25％程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息について年0.25％の利率を適用することとした。また、長期金利は金融市場において形成されることが基本であり、日本銀行による長期国債の買入れは国債市場の安定に配慮するための柔軟性を確保しつつ予見可能な形で減額していくことが適切であるとして、月間の長期国債の買入予定額を、2024年（6年）8月から2026年（8年）3月までの間に原則として毎四半期4000億円程度ずつ減額し、「2026年1～3月に3兆円程度」とする減額計画を決定した。さらに、日本銀行は、7年1月に、金融市場調節方針を変更して無担保コールレートを0.5％程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息について年0.5％の利率を適用することとした。

7年度においては、日本銀行は、7年6月に、従来の2026年（8年）3月までの減額計画を維持するとともに、2026年（8年）4月以降の月間の長期国債の買入予定額について、同年4月から2027年（9年）3月までの間に原則として毎四半期2000億円程度ずつ減額し、「2027年1～3月に2兆円程度」とする新たな減額計画を決定した(注8)（図表1参照）。これらの減額計画により、保有する長期国債（以下「保有長期国債」という。）の残高は2027年（9年）3月には減額前の2024年（6年）6月と比べて「おおよそ16～17％」減少するとしている。また、日本銀行は、7年9月に、日本銀行が保有するＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴについて、市場等の情勢を勘案し、適正な対価によることや、ＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴの市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避することなどの基本方針に基づき、これまで日本銀行が進めてきた「金融機関から買入れた株式」の売却と同程度の規模（市場全体の売買代金に占める売却割合は0.05％程度）で、保有するＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴの売却を行うこととし、ＥＴＦについては年間3300億円程度（簿価ベース）、Ｊ－ＲＥＩＴについては年間50億円程度（同）のペースで、取引所市場で形成される価格に基づき、市場への売却を行うことを決定した。さらに、日本銀行は、同年12月に、金融市場調節方針を変更して無担保コールレートを0.75％程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息について年0.75％の利率を適用することとした(注9)。

（注8）　日本銀行は、その後、令和8年6月に長期国債の買入れ計画を決定して、「月間の長期国債の買入れ予定額を、2027年1～3月までは原則として毎四半期2,000億円程度ずつ減額し、2027年4月以降は月間2兆円程度の買入れを行う」としている。

（注9）　日本銀行は、その後、令和8年6月及び同年9月に、金融市場調節方針を変更して無担保コールレートをそれぞれ1.0％程度及び1.25％程度で推移するように促すこととし、超過準備額等に付する利息についてそれぞれ年1.0％及び年1.25％の利率を適用することとした。

図表1　月間の長期国債の買入予定額（令和7年6月現在）



（注）　日本銀行の公表時点（令和7年6月）の前後で着色を分けて示している。

(4) 中央銀行の財務と金融政策運営に関する基本的な考え方

日本銀行は、5年12月に、中央銀行の財務と金融政策運営に関する基本的な考え方を整理した調査論文「中央銀行の財務と金融政策運営」（日本銀行企画局）を公表している。そして、この中で、中央銀行は、継続的に通貨発行益(注10)が発生するため、やや長い目でみれば、通常、収益が確保できる仕組みとなっているほか、自身で銀行券や当座預金といった支払決済手段を提供できることから、一時的に赤字又は債務超過となっても政策運営能力

に支障を生じないとした上で、ただし、いくら赤字や債務超過になっても問題ないということではなく、中央銀行の財務リスクが着目されて金融政策を巡る無用の混乱が生ずる場合、そのことが中央銀行又は通貨の信認の低下につながるリスクがあるため、財務の健全性を確保することは重要であるとしている。また、一般に、大規模な資産買入れなどの金融緩和を実施している局面ではバランスシートの拡大により収益が押し上げられる一方、バランスシートが縮小していく出口の局面では、当座預金に付される金利の引上げなどによって、収益が減少しやすいという特徴があることを踏まえて、出口に向けた収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、債券取引損失引当金の制度を拡充するなど、自己資本の充実に努めてきているなどとしている。

（注10）　通貨発行益　　日本銀行は、令和5年12月に公表した「中央銀行の財務と金融政策運営」（日本銀行企画局）において、中央銀行は、通常、買い入れた国債等から利息収入を得る一方、負債である当座預金のうち預け入れることが義務付けられている部分及び銀行券に対しては金利が付されない収益構造となっているため、安定的に収益を上げることができることとなっており、この収益を「通貨発行益」というとしている。

2　日本銀行の財務の状況

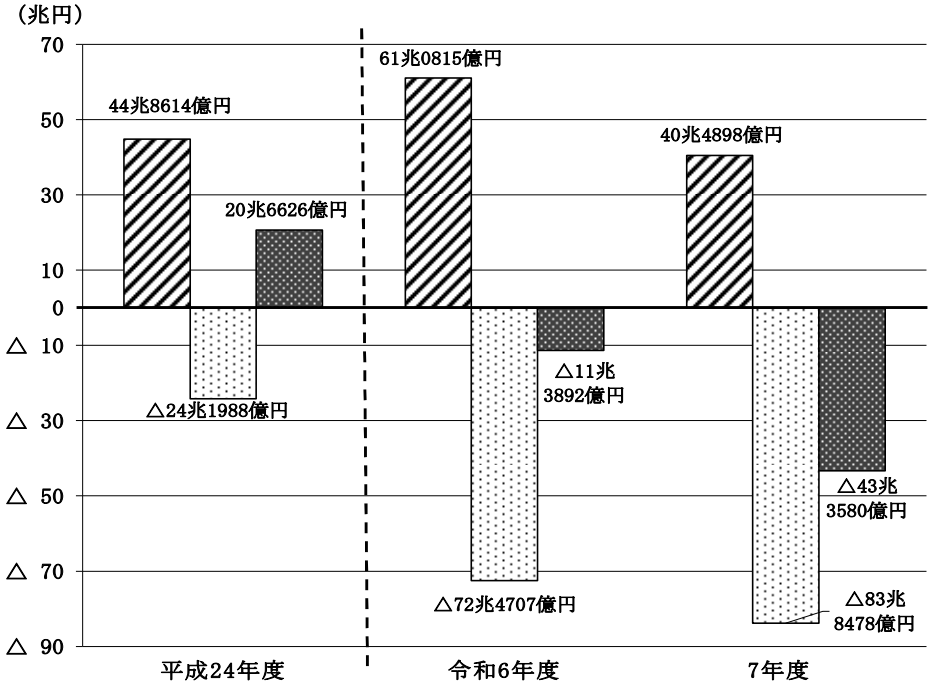
(1) 資産、負債等

ア　長期国債

日本銀行は、長期国債について、6年3月に金融政策の枠組みの見直しを決定するまでの間、大規模な金融緩和の下で買入れを行い保有額を大幅に拡大してきた。そして、この決定以降も従前とおおむね同程度の金額で買入れを継続することとしていたが、同年7月及び7年6月に決定した減額計画に基づき、6年8月から8年3月までの間は、月間の長期国債の買入予定額を原則として毎四半期4000億円程度ずつ減額し、同年4月から9年3月までの間は、原則として毎四半期2000億円程度ずつ減額しながら買入れを行うこととしている。

7年度における長期国債の買入額等の状況をみると、図表2のとおり、買入額は、日本銀行が減額計画に基づき買入れの減額を進めたことにより、前年度から20兆5917億円減少して40兆4898億円（量的・質的金融緩和導入前の平成24年度は44兆8614億円）となっている。また、保有長期国債の償還等額（償還期限が到来して償還された保有長期国債の金額等をいう。以下同じ。）は、前年度から11兆3771億円増加して83兆8478億円（同24兆1988億円）となっている。このように、買入額が償還等額を下回ったことから、その差額の43兆3580億円分について保有長期国債の残高が前年度末から減少している。

図表2　長期国債の買入額等の状況



注(1)　日本銀行「マネタリーベースと日本銀行の取引」により本院が作成した。「マネタリーベースと日本銀行の取引」においては、金額について、億円単位未満が四捨五入で示されているため、7年度の保有長期国債の残高の減少額43兆3580億円は後述の貸借対照表価額の前年度末からの減少額43兆3579億円とは一致しない。

注(2)　償還等額には、償却原価法（（注11）参照）による評価替えに伴う帳簿価額の変動額等が含まれる。

日本銀行は、保有長期国債については、中央銀行としての財務の特性や原則として償還期限まで保有している実態等を踏まえて、会計規程（平成10年10月制定）に基づき、償却原価法(注11)により評価を行うこととしている。このため、保有長期国債の貸借対照表価額は、取得原価と額面金額との差額を償還期限に至るまで毎期均等に取得原価に加減して算定した金額が計上されており、時価の変動による影響を受けることはない。

一方、日本銀行は、国債を含む保有有価証券の時価に係る情報を決算説明資料等において参考情報として公表している。

令和7年度末における保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況をみると、図表3のとおり、貸借対照表価額は、買入額が償還等額を下回ったことから、前年度末から43兆3579億円減少して530兆8695億円（平成24年度末91兆3492億円の約5.8倍）となっている。また、含み損益については、市場金利の動向を反映して時価が貸借対照表価額を下回って含み損が生じており、その額は前年度末から16兆8186億円増加して45兆4414億円（24年度末は2兆5248億円の含み益）となっている。

この含み損については、日本銀行が保有長期国債の評価方法として償却原価法を採用している中で、保有長期国債を償還期限まで売却せずに保有していれば顕在化することはないと考えられる。

（注11）　償却原価法　　取得原価と額面金額との差額を償還期限までの間、毎期均等に償却する方法であり、これに伴う損益は、日本銀行の損益において、長期国債利息に含める形で計上される。

図表3　保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況

（単位：億円）

区　分	平成 24年度末	令和 6年度末	7年度末
貸借対照表価額(a)	91兆3492	574兆2275	530兆8695
時価(b)	93兆8741	545兆6046	485兆4280
含み損(△)益(c)=(b)-(a)	2兆5248	△28兆6228	△45兆4414

また、令和7年度末における保有長期国債について、償還期限までの残存期間別の残高の状況をみると、図表4のとおり、全ての残存期間の残高が減少しており、残高計は前年度末から40兆5788億円減少して527兆6805億円（平成24年度末は90兆1823億円）となっている。

図表4　保有長期国債の残存期間別の残高等の状況

（単位：億円、年）

残存期間	平成 24年度末	令和 6年度末	7年度末
1年以下	22兆9670	80兆2438	76兆2491
1年超3年以下	32兆7683	131兆3290	121兆0194
3年超5年以下	9兆3225	96兆3051	94兆0079
5年超10年以下	16兆5795	167兆0105	148兆0164
10年超	8兆5450	93兆3709	88兆3877
残高計	90兆1823	568兆2593	527兆6805
平均残存期間	3.9	6.4	6.4

注(1)　残存期間別の残高は額面金額ベースであり、その合計は貸借対照表価額とは一致しない。
注(2)　平均残存期間は、銘柄別の残高等を基に加重平均して算出しており、小数点第2位以下を四捨五入している。

イ　ＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴ

日本銀行は、ＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴについて、大規模な金融緩和の下で買入れを行い保有額を大幅に拡大してきたが、令和6年3月に金融政策の枠組みを見直し、新規の買入れを終了している。そして、前記のとおり、7年9月に、ＥＴＦについては年間3300億円程度（簿価ベース）、Ｊ－ＲＥＩＴについては年間50億円程度（同）のペースで、取引所市場で形成される価格に基づき、市場への売却を行うことを決定して、8年1月に市場への売却を開始した。

日本銀行は、ＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴについては、金融政策目的で買い入れたものであり、その保有の目的や実態が民間企業等とは異なることを踏まえて、会計規程に基づき、原価法(注12)により評価を行うこととしている。そして、保有等に伴う損失発生可能性に備えて、同規程に基づき、ＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴの時価の総額がそれぞれの帳簿価額の総額（貸借対照表価額）を下回る場合には、その差額に対してそれぞれの引当

金を年度末等に計上することとしている。

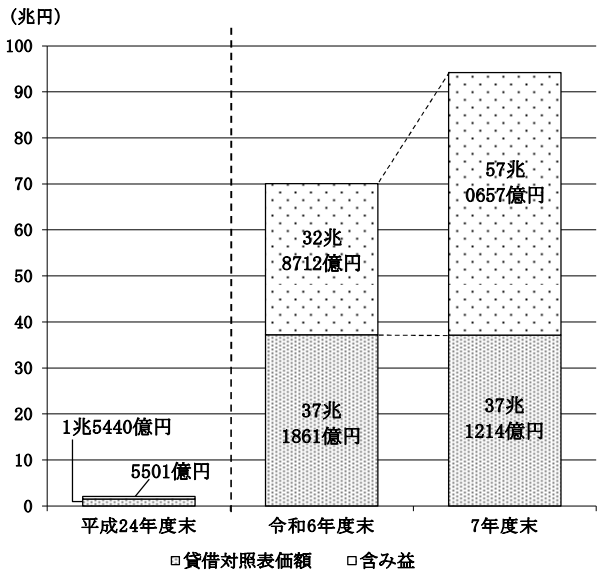
7年度末におけるＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴの貸借対照表価額及び含み損益の状況をみると、図表5のとおり、貸借対照表価額は、8年1月に売却を開始したことなどにより、ＥＴＦは前年度末から647億円減少して37兆1214億円（平成24年度末1兆5440億円の約24.0倍）、Ｊ－ＲＥＩＴは前年度末から8億円減少して6649億円（同1189億円の約5.5倍）となっている。また、含み損益については、株式市場等の動向を反映していずれも時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じており(注13)、それぞれ、ＥＴＦは前年度末から24兆1944億円増加して57兆0657億円（24年度末は5501億円）、Ｊ－ＲＥＩＴは前年度末から720億円増加して1252億円（同718億円）となっている。このように、いずれも含み益が生じているため、上記の引当金は計上されていない。

（注12）　原価法　　取得原価により貸借対照表に計上する方法

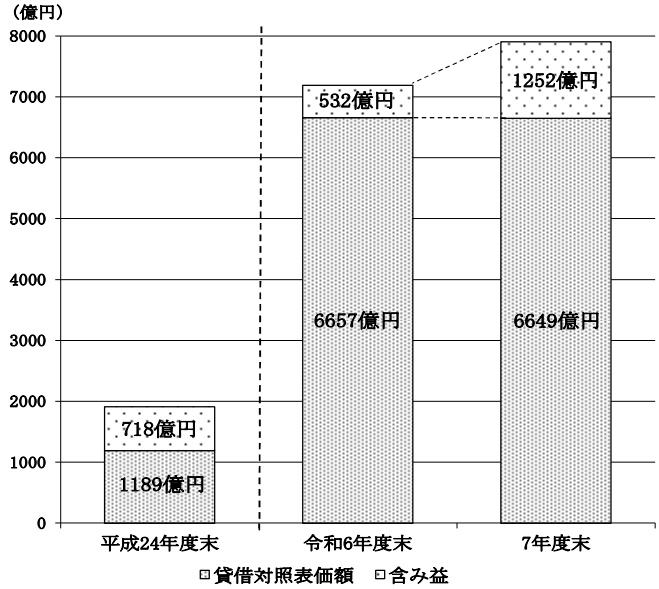
（注13）　日本銀行は、令和7年度末時点のＥＴＦの保有状況を前提として機械的に試算すると、日経平均株価が2万円程度を下回る場合又は東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）が1400ポイント程度を下回る場合にＥＴＦ全体の時価が貸借対照表価額を下回る計算となるとしている。そして、この場合は含み損が生ずることになるが、日本銀行は、このような場合には、その含み損に対して引当金を計上するため、これにより日本銀行の財務の健全性の確保を図ることができるなどとしている。

図表５　ＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴの貸借対照表価額及び含み損益の状況

(1) ＥＴＦ



(2) Ｊ―ＲＥＩＴ



（注）　ＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴは、国債のように償還期限が設定されるものではないため、その貸借対照表価額は売却、減損処理等によって減少することとなる。

ウ　総資産残高、総負債残高等

令和7年度末における総資産残高は、図表6及び図表7のとおり、前年度末から66兆7418億円減少して663兆0250億円（平成24年度末は164兆8127億円）となっている。これは、保有長期国債が前年度末から43兆3579億円減少して530兆8695億円（同91兆3492億円）となったこと、貸出増加を支援するための資金供給(注14)に係る貸付残高が減少したことなどにより「貸出金(注15)」が前年度末から19兆0917億円減少して77兆7209億円（同25兆4870億円）となったことなどによる。

また、令和7年度末における総負債残高は、前年度末から66兆5171億円減少して657兆3226億円（平成24年度末は161兆5239億円）となっている。これは、国庫の資金繰りの状況を反映して「売現先勘定(注16)」が前年度末から5兆1540億円増加して17兆9871億円（同14兆5054億円）となった一方、減額計画に基づく長期国債の買入れの減額等による資金供給の減少により日銀当座預金が前年度末から70兆6893億円減少して459兆7432億円（同58兆1289億円）となったことなどによる。

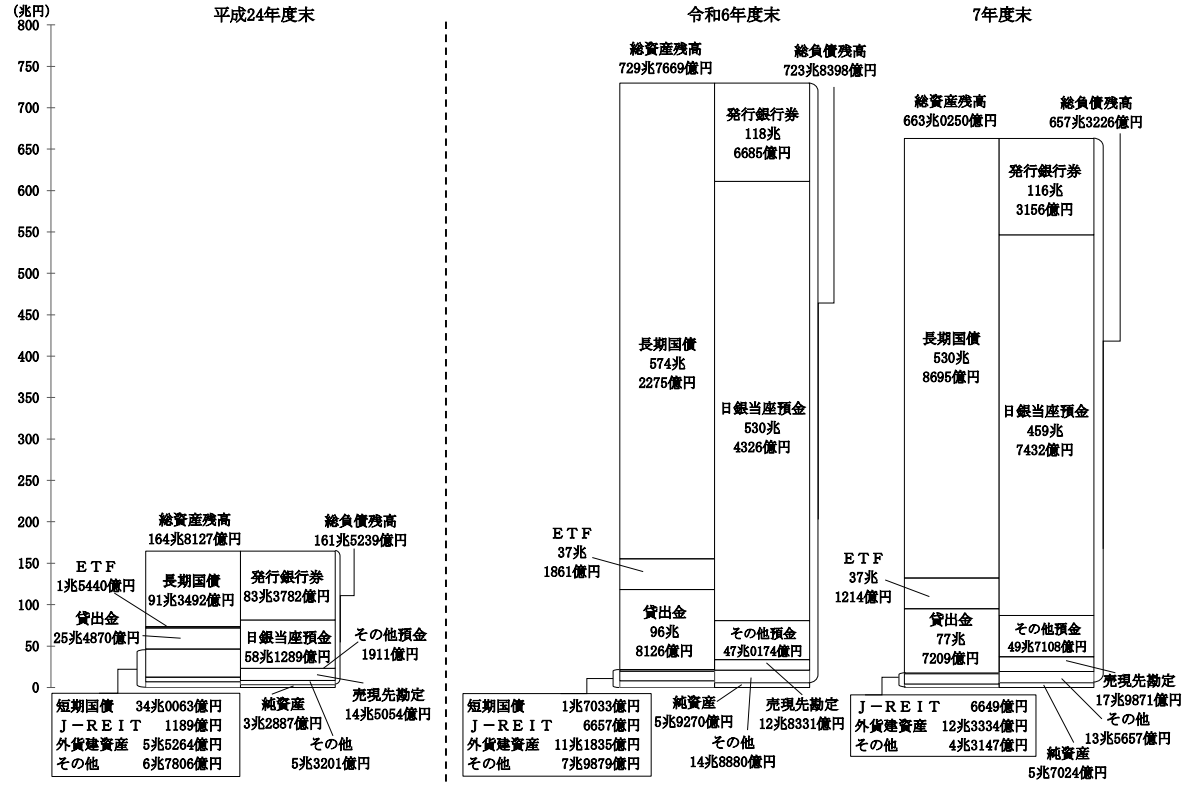
このように、令和7年度末における総資産残高及び総負債残高は、いずれも前年度末から減少しているが、量的・質的金融緩和導入前の平成24年度末と比較すると約4.0倍の規模となっている。

（注14）　貸出増加を支援するための資金供給　　日本銀行が、金融緩和効果を一段と浸透させるための臨時措置として、金融機関等からあらかじめ差し入れられた国債等の適格担保を担保として、貸出増加に向けた金融機関等による取組を支援するために当該金融機関等に対して行う資金供給

（注15）　貸出金　　日本銀行が、金融緩和効果を一段と浸透させるなどのために、金融機関等に対する資金供給として行っている各種の貸付けに係る残高であり、この残高は、日本銀行の貸借対照表の資産科目である「貸出金」に計上される。

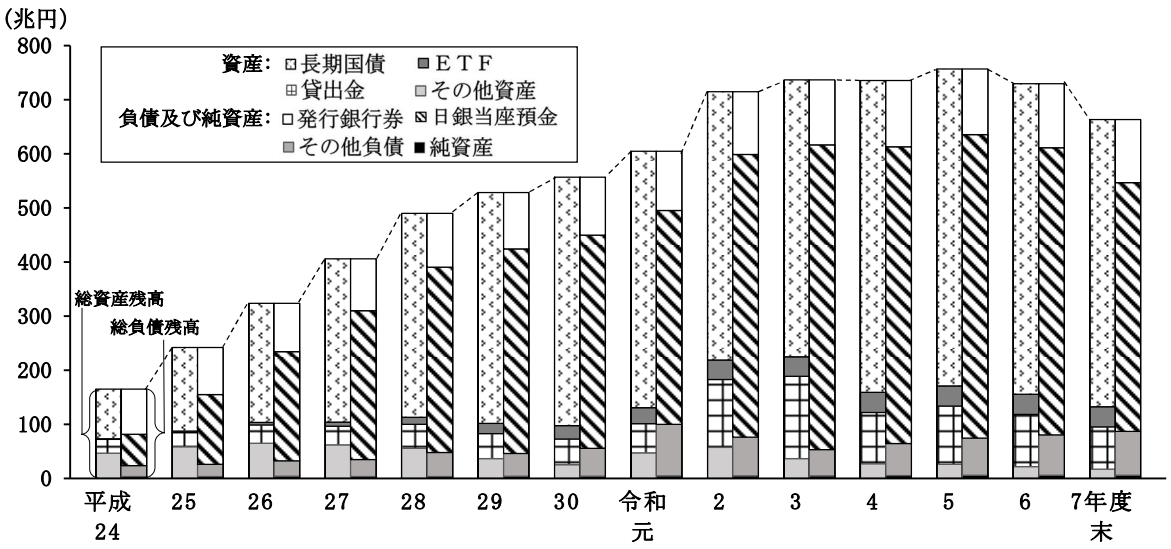
（注16）　売現先勘定　　国債の買戻条件付売却に伴って発生する金銭債務の額

図表6　総資産残高、総負債残高等の状況



(注)　資産の「外貨建資産」は、国際金融協力の実施等に備える目的で保有している外貨預け金、外貨債券、外貨投資信託及び外貨貸付金である。

図表7　総資産残高、総負債残高等の推移



(2) 損益、当期剰余金の処分等

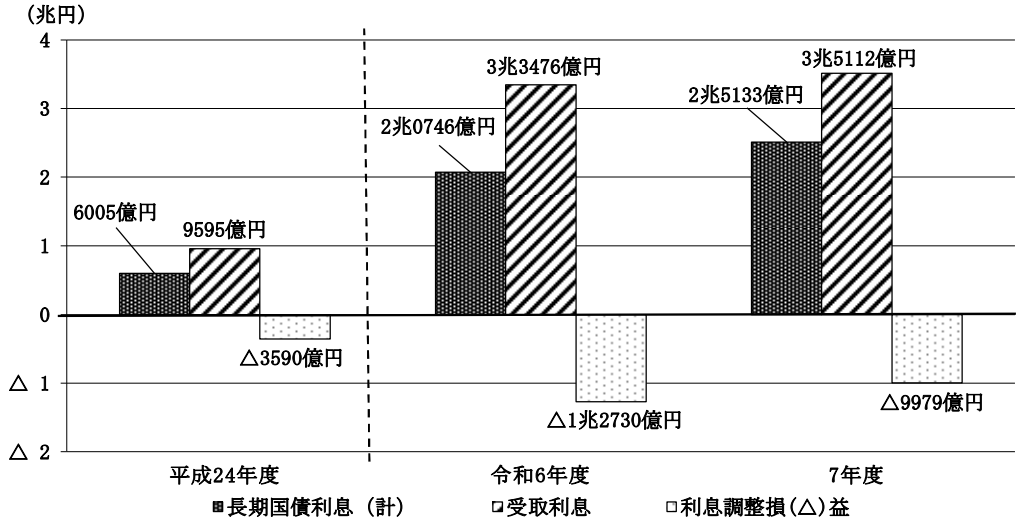
ア　長期国債利息等

日本銀行は、保有長期国債から得られる長期国債利息について、会計規程に基づき、保有長期国債の受取利息に償却原価法に基づく利息調整損益(注17)を加減して算定することとしている。

令和7年度における長期国債利息の状況をみると、図表8のとおり、前年度から4387億円増加して2兆5133億円（平成24年度6005億円の約4.1倍）となっている。これは、相対的に表面利率の高い保有長期国債の残高が増加したことなどにより受取利息が前年度から1636億円増加して3兆5112億円（24年度は9595億円）となったほか、額面金額を上回る価額で長期国債を買い入れたことに係る利息調整損が減少したことなどにより利息調整損益のマイナス幅が前年度から2751億円縮小して9979億円（同3590億円）となったことによる。

（注17）　償却原価法に基づく利息調整損益　　償却原価法では、保有長期国債の貸借対照表価額及び長期国債利息は、いずれも、保有長期国債の取得原価と額面金額との差額を取得年度以降償還期限に至るまで毎期均等に加減して算定することとなっており、取得原価が額面金額を上回る部分が利息調整損、下回る部分が利息調整益となる。

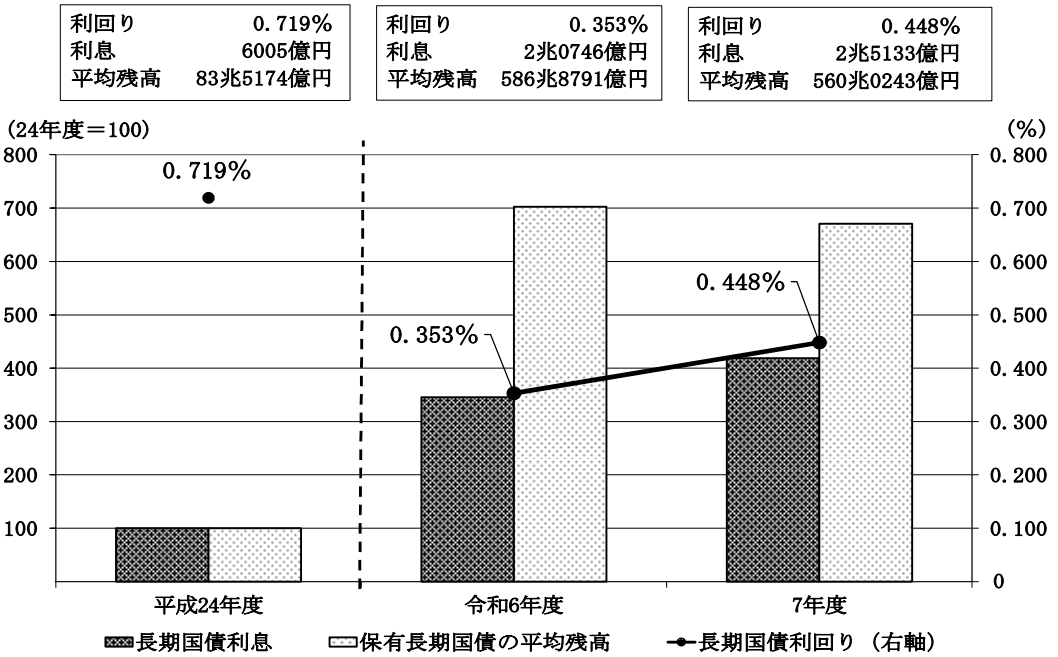
図表8　長期国債利息の状況



また、令和7年度における保有長期国債の利回り(注18)の状況をみると、図表9のとおり、前年度の0.353%から0.095ポイント上昇して0.448%（平成24年度は0.719%）となっている。これは、過去に買い入れた相対的に利回りの低い保有長期国債が償還された一方で、新たに相対的に利回りの高い長期国債を買い入れたことなどによる。

（注18）　保有長期国債の利回り　　各年度において長期国債利息を保有長期国債の平均残高で除して得た比率

図表9　保有長期国債の利回りなどの状況



（注）　「長期国債利息」及び「保有長期国債の平均残高」の棒グラフは、それぞれ平成24年度の数値を100とした場合の指数を示している。

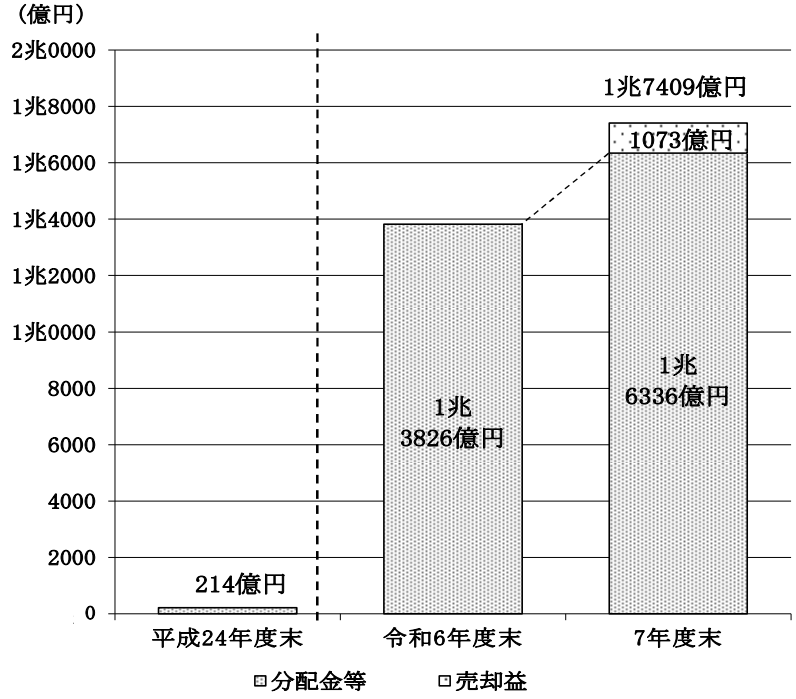
イ　ＥＴＦ運用益

日本銀行は、前記のとおり、令和7年9月に、ＥＴＦを年間3300億円程度（簿価ベース）のペースで市場への売却を行うことを決定して、8年1月に市場への売却を開始した。

7年度におけるＥＴＦ運用益(注19)の状況をみると、図表10のとおり、前年度から3583億円増加して1兆7409億円（平成24年度214億円の約81.0倍）となっている。これは、分配金等が前年度から2510億円増加して1兆6336億円（24年度は214億円）となったほか、ＥＴＦの市場への売却を開始したことにより前年度は計上がなかった売却益が1073億円計上されたことによる。

（注19）　ＥＴＦ運用益　　日本銀行が保有するＥＴＦの分配金、売却等による収入の額から減損等の額を差し引いて算定される額

図表10　ＥＴＦ運用益の状況



ウ　補完当座預金制度に係る支払利息

日本銀行は、前記のとおり、令和6年3月に金融政策の枠組みを見直し、超過準備額等の適用利率を年0.1％とした。そして、同年7月、7年1月及び12月に超過準備額等の適用利率を変更して、それぞれ年0.25％、年0.5％及び年0.75％に引き上げている。

7年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、上記のとおり超過準備額等の適用利率が年0.5％から年0.75％へと引き上げられたことなどから、図表11のとおり、前年度から1兆4587億円と大幅に増加して2兆7104億円（平成24年度315億円の約85.8倍）となっている。

図表11　補完当座預金制度に係る支払利息等の状況

（単位：億円）

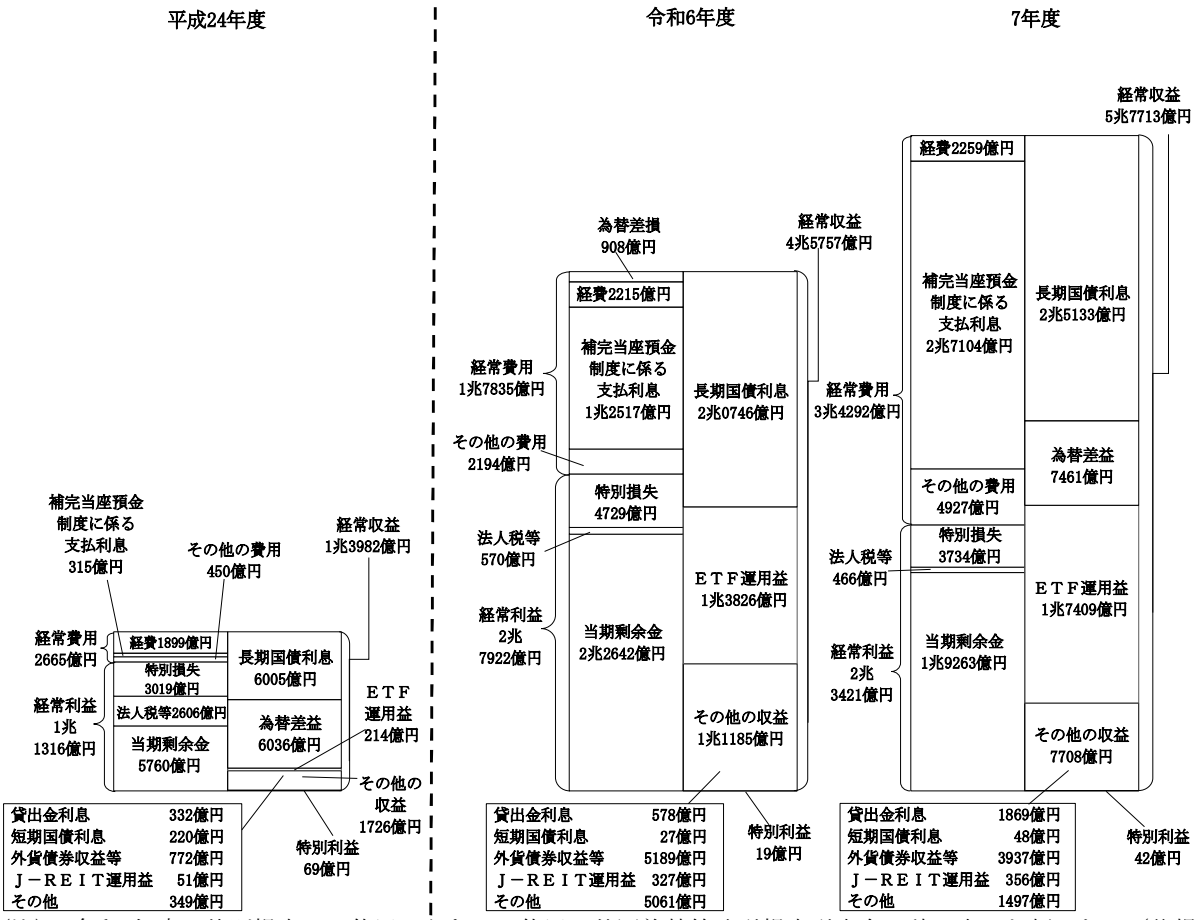
区　分	平成 24年度	令和 6年度	7年度
補完当座預金制度に係る支払利息	315	1兆2517	2兆7104
超過準備額等	32兆5519	515兆9084	478兆1863

（注）　超過準備額等は、各年4月から翌年3月までの各積み期間（当月16日から翌月15日までの期間）における平均残高の平均である。

エ　経常損益

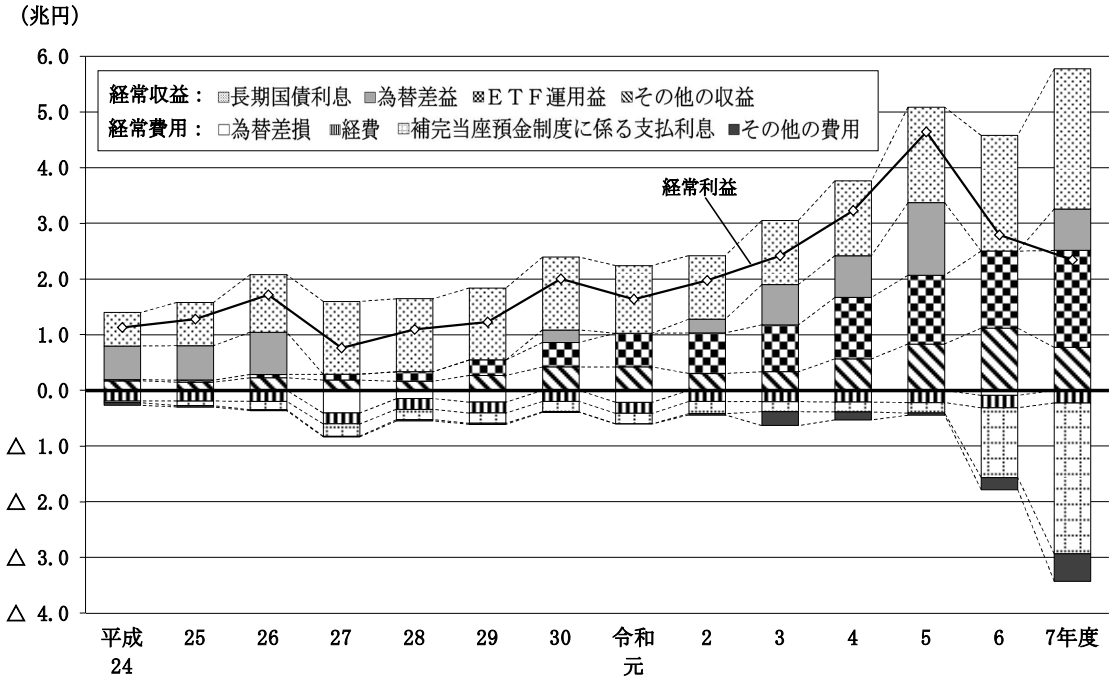
令和7年度における経常損益の状況をみると、図表12及び図表13のとおり、収益面では、外貨建資産から生ずる為替差損益について、為替レートの変動の影響を受けて前年度の908億円の為替差損が7461億円の為替差益（平成24年度は6036億円）に転じたこと、長期国債利息が前年度から4387億円増加して2兆5133億円（同6005億円）となったことなどから、経常収益は前年度から1兆1955億円増加して5兆7713億円（同1兆3982億円）となっている。また、費用面では、補完当座預金制度に係る支払利息が前年度から1兆4587億円増加して2兆7104億円（同315億円）となったことなどから、経常費用は前年度から1兆6457億円増加して3兆4292億円（同2665億円）となっている。そして、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前年度から4501億円減少して2兆3421億円（24年度1兆1316億円の約2.0倍）となっている。

図表12　経常損益の状況



（注）　令和7年度の特別損失3734億円のうち3730億円は外国為替等取引損失引当金に積み立てた額である（後掲オ参照）。また、6年度の特別損失4729億円のうち4727億円は債券取引損失引当金に積み立てた額であり、外国為替等取引損失引当金の積立ては行われていない。

図表13　経常損益の推移



オ　特別損益

日本銀行は、金融調節等を通じて取得した長期国債又は外貨建資産について、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）等に基づき、各年度において、収益の額が損失の額を超えるときは、その超える部分の金額の全部又は一部を、財務大臣の承認を受けて、それぞれ債券取引損失引当金又は外国為替等取引損失引当金と

して積み立てることができることとなっている。そして、両引当金は、会計規程に基づき、貸借対照表の負債に計上され、その積立額又は取崩額は、特別損益の経理においてそれぞれ特別損失又は特別利益に計上されることとなっている。

両引当金のうち債券取引損失引当金については、量的・質的金融緩和の実施に伴って日本銀行に生じ得る収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年11月の日本銀行法施行令等の改正を経て制度が拡充(注20)されており、27年度決算から当分の間、収益の額(注21)に長期国債利息の金額の全部又は一部を含めること、損失の額(注21)に有利子負債(注22)に係る支払利息の金額を含めることとなっている。

また、会計規程によれば、両引当金の積立て又は取崩しは、後述の日本銀行の自己資本比率が、各上半期及び各年度において10%程度(注23)となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるよう運営するとされており、その積み立てるべき又は取り崩すべき金額は、長期国債又は外貨建資産に係る損益の50%に相当する金額を目途として、自己資本比率の水準及び損益の動向等を勘案して定めるなどとされている。

令和7年度における特別損益の状況をみると、図表14のとおり、外国為替等取引損失引当金の積立額が特別損失のほとんどを占めている。外国為替等取引損失引当金は、財務大臣の承認を受けて、為替差益の50%に相当する額が積み立てられており、積立額は前年度の計上なしから3730億円（平成24年度は3018億円）となっている。

また、債券取引損失引当金は、長期国債利息2兆5133億円に所定の比率(注24)を乗じて得た収益の額2兆1602億円を、有利子負債に係る支払利息2兆7234億円等の損失の額2兆8287億円が上回ったが、取崩しは行われていない（平成24年度は計上なし）。

日本銀行は、令和7年度に債券取引損失引当金の取崩しを行わなかったことについては、今後更なる収益の下振れ及び自己資本の減少が見込まれる中で、日本銀行の財務の状況、収益の動向等を総合的に勘案して決定したとしている。

（注20）　日本銀行は、平成27年11月の債券取引損失引当金の制度の拡充について、こうした措置は収益の振幅を平準化して財務の健全性を確保する観点から大きな効果を持ち、事前の対応としては十分なものであるが、日本銀行の財務は将来における経済・物価情勢、金利環境等によって大きく変わり得るため、今後とも財務の健全性を確保する観点から適切に対応していく必要があると考えているとしている。

（注21）　債券取引損失引当金制度が拡充される前の収益の額は、長期国債の売却及び償還により生ずる利益の金額とされていた。同様に損失の額は、その売却及び償還並びに年度末における評価換えにより生ずる損失の金額とされていた。

（注22）　有利子負債　　超過準備額、売出手形等

（注23）　日本銀行は、自己資本比率の水準としては、過去における保有資産の価格変動等による損失発生の状況等を勘案して10%程度を確保することが適当であると考えているとしている。

（注24）　有利子負債の平均残高（令和7年度は481兆3352億円）を保有長期国債の平均残高（同560兆0243億円）で除して得た比率（同85.95%）

図表14　特別損益の状況

（単位：億円、%）

区　分	平成24年度	令和6年度	7年度
特別利益(a)	69	19	42
うち債券取引損失引当金取崩額	－	－	－
うち外国為替等取引損失引当金取崩額	－	－	－
両引当金取崩額の合計(b)	－	－	－
両引当金取崩額の割合(b)/(a)	－	－	－
特別損失(c)	3019	4729	3734
うち債券取引損失引当金積立額	－	4727	－
うち外国為替等取引損失引当金積立額	3018	－	3730
両引当金積立額の合計(d)	3018	4727	3730
両引当金積立額の割合(d)/(c)	99.9	99.9	99.9

カ　当期剰余金及びその処分

各年度における剰余金（以下「当期剰余金」という。）は、経常利益に特別損益を加減したものから法人税等を差し引いた額となっている。

7年度における当期剰余金の状況をみると、図表15のとおり、前年度から3378億円減少して1兆9263億円（平成24年度は5760億円）となっている。これは、前年度と比較して、特別損失が994億円減少した一方、経常利益が4501億円減少したことなどによる。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、各年度の損益計算上当期剰余金を生じたときは、当期剰余金の5%に相当する金額(注25)を準備金（以下「法定準備金」という。）として積み立てなければならないこととなっている。そして、法定準備金の積立てについては、債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しの場合と同様に、

会計規程に基づき、自己資本比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるよう運営することとなっている。

令和7年度における法定準備金は、当期剰余金の5%に相当する額が積み立てられており、積立額は、当期剰余金が減少したことから、前年度から168億円減少して963億円（平成24年度は288億円）となっている。

また、日本銀行は、日本銀行法に基づき、当期剰余金のうち法定準備金への積立て及び出資者への配当を行った後の残額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

令和7年度における国庫納付金は、当期剰余金が減少したことなどから、前年度から3210億円減少して1兆8300億円（平成24年度は5472億円）となっている。

（注25）　日本銀行法では、特に必要があると認められるときは、財務大臣の認可を受けて当期剰余金の5%に相当する額を超える金額を法定準備金として積み立てることができることとなっている。

図表15　当期剰余金及びその処分の状況

（単位：億円、%）

区　分	平成 24年度	令和 6年度	7年度
経常利益(a)	1兆1316	2兆7922	2兆3421
特別利益(b)	69	19	42
特別損失(c)	3019	4729	3734
法人税等(d)	2606	570	466
当期剰余金(e)=(a)+(b)-(c)-(d)	5760	2兆2642	1兆9263
法定準備金積立額(f)	288	1132	963
積立率(f)/(e)	5.0	5.0	5.0
配当金(g)	0	0	0
国庫納付金(h)=(e)-(f)-(g)	5472	2兆1510	1兆8300

（注）　配当金は、出資者に対して各年度総額500万円が支払われている。

(3) 自己資本

日本銀行の自己資本は、資本金、法定準備金（当期剰余金の処分において積み立てられる金額を含む。）等の純資産のほか、債券取引損失引当金及び外国為替等取引損失引当金で構成される。

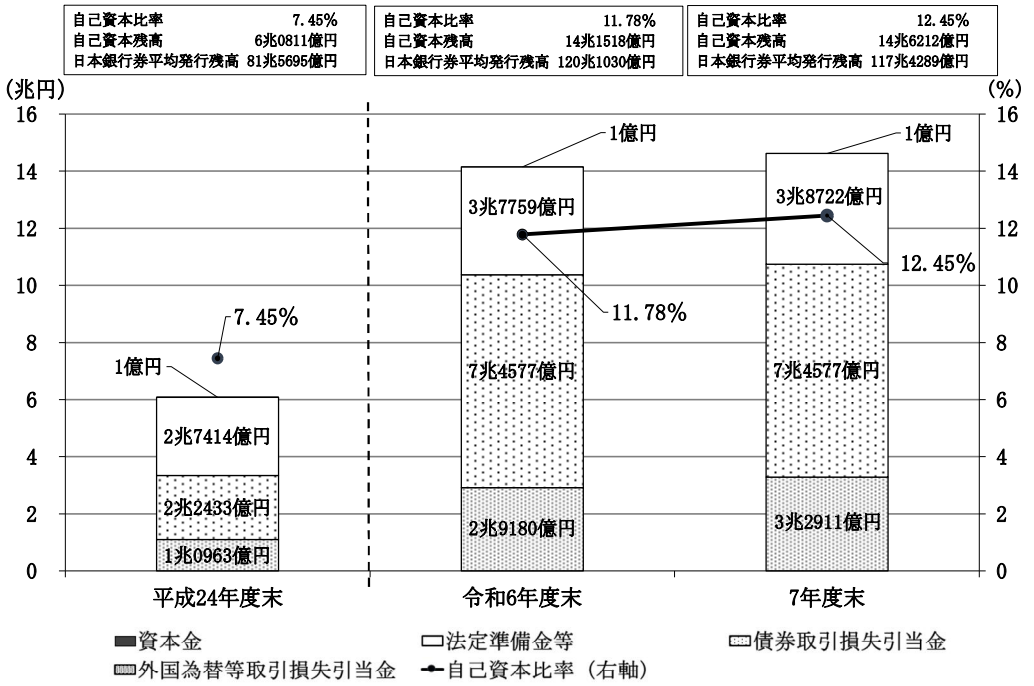
前記のとおり、日本銀行は、中央銀行は一時的に赤字又は債務超過となっても政策運営能力に支障を生じないとした上で、中央銀行の財務リスクが着目されて金融政策を巡る無用の混乱が生ずる場合、そのことが中央銀行又は通貨の信認の低下につながるリスクがあるため、財務の健全性を確保することは重要であるとしている。そして、収益の振幅を平準化し、財務の健全性を確保する観点から、27年に債券取引損失引当金の制度を拡充するなど、自己資本の充実に努めてきているとしている。

また、日本銀行は、財務の健全性に関する指標として、会計規程に基づき自己資本比率を算定して、これを公表している。日本銀行の自己資本比率は、同規程において、上半期末又は年度末の自己資本残高をその期中における日本銀行券の平均発行残高で除して[注26]算定することとなっている。そして、前記のとおり、自己資本比率が10%程度となることを目途として、おおむねその上下2%の範囲となるように、特別損益の経理において債券取引損失引当金等の積立て又は取崩しを行った後、当期剰余金の処分において法定準備金の積立てを行うこととなっている。

令和7年度末における自己資本残高及び自己資本比率の状況をみると、図表16のとおり、自己資本残高は、外国為替等取引損失引当金3730億円及び法定準備金963億円を積み立てたことから、前年度末から4693億円増加して14兆6212億円（平成24年度末は6兆0811億円）となっている。また、自己資本比率は、自己資本残高が増加したことなどから、前年度末から0.67ポイント上昇して12.45%（平成24年度末は7.45%）となっている。

（注26）　日本銀行は、量的・質的金融緩和の導入以降、日銀当座預金の残高が発行銀行券の残高を大幅に上回り負債の大部分を占めるようになってきている中で、自己資本比率の算定に当たり日本銀行券の平均発行残高を用いている理由について、中央銀行にとって恒久的な負債となるのは日本銀行券であり、通貨の信認維持の観点から、この日本銀行券の発行残高と自己資本残高との対比で財務の健全性の確保を図っていくことが適当であると考えているためであるなどとしている。

図表16　自己資本残高及び自己資本比率の状況



（注）　法定準備金等は、当期剰余金の処分における法定準備金積立額及び特別準備金（1319万円）を含む。

3　まとめ

令和6年3月の「金融政策の枠組みの見直し」の決定以降における金融政策運営等を踏まえた「2　日本銀行の財務の状況」をまとめると、次のとおりである。

(1) 資産、負債等

7年度における長期国債の買入額等の状況をみると、買入額は、日本銀行が減額計画に基づき買入れの減額を進めたことにより、前年度から20兆5917億円減少して40兆4898億円（量的・質的金融緩和導入前の平成24年度は44兆8614億円）となっている。また、保有長期国債の償還等額は、前年度から11兆3771億円増加して83兆8478億円（同24兆1988億円）となっている。令和7年度末における保有長期国債の貸借対照表価額、含み損益等の状況をみると、貸借対照表価額は、買入額が償還等額を下回ったことから、前年度末から43兆3579億円減少して530兆8695億円（平成24年度末91兆3492億円の約5.8倍）となっている。また、含み損益については、市場金利の動向を反映して時価が貸借対照表価額を下回って含み損が生じており、その額は前年度末から16兆8186億円増加して45兆4414億円（24年度末は2兆5248億円の含み益）となっている。

令和7年度末におけるＥＴＦの貸借対照表価額及び含み損益の状況をみると、貸借対照表価額は、8年1月末に売却を開始したことなどにより、前年度末から647億円減少して37兆1214億円（平成24年度末1兆5440億円の約24.0倍）となっている。また、含み損益については、株式市場の動向を反映して時価が貸借対照表価額を上回って含み益が生じており、その額は前年度末から24兆1944億円増加して57兆0657億円（24年度末は5501億円）となっている。

令和7年度末における総資産残高及び総負債残高の状況をみると、総資産残高は、保有長期国債及び「貸出金」が減少したことなどから、前年度末から66兆7418億円減少して663兆0250億円（平成24年度末164兆8127億円の約4.0倍）となっている。また、総負債残高は、「売現先勘定」が増加した一方、日銀当座預金が減少したことなどから、前年度末から66兆5171億円減少して657兆3226億円（同161兆5239億円の約4.0倍）となっている。

(2) 損益、当期剰余金の処分等

令和7年度における長期国債利息の状況をみると、受取利息が増加したほか、利息調整損益のマイナス幅が縮小したことから、前年度から4387億円増加して2兆5133億円（平成24年度6005億円の約4.1倍）となっている。

令和7年度におけるＥＴＦ運用益の状況をみると、分配金等が増加したほか、売却益が計上されたことから、前年度から3583億円増加して1兆7409億円（平成24年度214億円の約81.0倍）となっている。

令和7年度における補完当座預金制度に係る支払利息の状況をみると、超過準備額等の適用利率が年0.5%から年0.75%へと引き上げられたことなどから、前年度から1兆4587億円と大幅に増加して2兆7104億円（平成24年度315億円の約85.8倍）となっている。

令和7年度における経常損益の状況をみると、経常収益は、外貨建資産から生ずる為替差損益について為替差損から為替差益に転じたこと、長期国債利息が増加したことなどから、前年度から1兆1955億円増加して5兆7713

億円（平成24年度は1兆3982億円）となっている。また、経常費用は、補完当座預金制度に係る支払利息が増加したことなどから、前年度から1兆6457億円増加して3兆4292億円（同2665億円）となっている。そして、経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は、前年度から4501億円減少して2兆3421億円（24年度1兆1316億円の約2.0倍）となっている。

令和7年度における特別損益の状況をみると、債券取引損失引当金は、長期国債利息に所定の比率を乗じて得た収益の額2兆1602億円を、有利子負債に係る支払利息等の損失の額2兆8287億円が上回ったが、取崩しは行われていない（平成24年度は計上なし）。また、外国為替等取引損失引当金は、為替差益の50％に相当する額が積み立てられており、積立額は前年度の計上なしから3730億円（同3018億円）となっている。

令和7年度における当期剰余金及びその処分の状況をみると、当期剰余金は、特別損失が減少した一方、経常利益が減少したことなどから、前年度から3378億円減少して1兆9263億円（平成24年度は5760億円）となっている。また、法定準備金は、当期剰余金の5％に相当する額が積み立てられており、積立額は、当期剰余金が減少したことから、前年度から168億円減少して963億円（同288億円）となっている。そして、国庫納付金は、当期剰余金が減少したことなどから、前年度から3210億円減少して1兆8300億円（同5472億円）となっている。

(3) 自己資本

令和7年度末における自己資本比率の状況をみると、自己資本残高が増加したことなどから、前年度末から0.67ポイント上昇して12.45％（平成24年度末は7.45％）となっている。

日本銀行は、令和6年7月及び7年6月に決定した減額計画に基づく9年3月までの長期国債の買入れの減額並びに8年1月に開始したＥＴＦ及びＪ－ＲＥＩＴの市場への売却を進めており、7年度末における日本銀行の資産及び負債の規模は前年度末から縮小しているものの、引き続き高水準にある。本院としては、これらを踏まえて、日本銀行の財務の状況について引き続き注視していくこととする。